

# 自己点検・評価報告書

2010年

学校法人 誠広学園

平成医療短期大学

## 自己点検・評価の方針をめぐって

平成医療短期大学自己点検・評価委員会 委員長

西澤康夫

大学改革についての議論は、戦後、折に触れて中央教育審議会などでなされてきたが、いわゆる大学評価の機運がにわかには高まってきたのは、ここ十数年のことである。大学の自主的な経営を促す意味で「大綱化」が実施され、カリキュラム編成上の規制緩和等が進む中で、それとバランスを取るかのように、自己点検・評価が法律で義務づけられることになったのである。特に第三者評価機関による大学評価が義務付けられてから、日本のすべての大学は数年おきに第三者機関による評価を受けなければならないことになった。昨年の4月に開学したばかりの本学のような新設大学も例外ではなく、私たちとしては、真に身の引き締まる思いである。

しかし、本校には過去20年間、専門学校として培ってきた実績とノウハウがあり、加えて、実習に協力的な病院や福祉施設が数多く存在する。岐阜大学医学部との交流や連携もあるうえ、交通の便もよく、何かと便利である。そこで、私たちが今なすべきことは、看護学科とリハビリテーション学科を擁する短期大学として、地域のニーズや社会の使命を果たすのにふさわしい教育環境を一日も早く作り上げることである。そしてそのためには、慎重に実情を点検し、自らを深く省みることが必要である。

私たちの自己点検・評価委員会は、この精神をもって昨年4月、開学と同時に発足とともに、初年度点検目標を学生支援、FD、図書室の三つに絞って点検・評価を実施した。今年度は2年度の完成年度を見越し、点検・評価項目に管理運営、財務、改革・改善を追加した。各種の委員会や本委員会の委員の全面的な協力を得て、当初の目標をかなり上回る分量の報告をまとめることができたことに対し、ご協力いただいた関係の委員会や本委員会の委員の方々に心から感謝申し上げる次第である。

なお、点検項目については、短期大学向けに第三者評価機関の発行しているマニュアル等を参照させていただいた。また、今年まとめ切れなかった項目については、来年度以降の課題とし、引き続き全項目の点検を行う所存である。

## 自己点検・評価委員会名簿

委員名	所属	備考
西澤 康夫	看護学科 教授	委員長
長谷部 武久	リハビリテーション学科 准教授	副委員長
徳川 早知子	看護学科 教授 (学科長)	
松野 ゆかり	看護学科 助教	
石田 裕保	リハビリテーション学科 助教	
河合 克尚	平成医療専門学院 理学療法学科 教務主任	
辻田 政昭	短期大学 事務局長	

(平成 22 年度)

## 目 次

○短期大学の特色	1
○自己点検・評価	4～45
<評価領域Ⅰ> 建学の精神・教育理念、教育目的・教育目標 . . . . .	4
<評価領域Ⅱ> 教育の内容 . . . . .	6
<評価領域Ⅲ> 教育の実施体制 . . . . .	18
<評価領域Ⅳ> 教育目標の達成度と教育の効果 . . . . .	20
<評価領域Ⅴ> 学生支援 . . . . .	22
<評価領域Ⅵ> 研 究 . . . . .	29
<評価領域Ⅶ> 管理運営 . . . . .	31
<評価領域Ⅷ> 財 務 . . . . .	42
<評価領域Ⅸ> 改革・改善 . . . . .	44
○自己点検・評価項目の担当委員会について	46
○自己点検・評価のスケジュール	47
○平成医療短期大学自己点検・評価委員会規程	48

## ○短期大学の特色等

### 1. 短期大学を設置する学校法人（以下「法人」という。）の沿革の概要及び短期大学の沿革の概要

昭和59年	医療法人社団誠広会が「岐阜リハビリテーション専門学院」設立（入学定員20名）
昭和63年	「岐阜視能訓練専門学院」設立（入学定員30名）
平成2年	「岐阜リハビリテーション専門学院」と「岐阜視能訓練専門学院」を統合し、「平成医療専門学院」に改称。それぞれ「理学療法学科」と「視能訓練学科」として新たに出発。
平成3年	医療法人社団誠広会のもとで運営してきたが、「学校法人誠広学園」を設立して組織変更を行う。
平成4年	「理学療法学科」の入学定員を増員（入学定員20名→60名）
平成5年	「看護学科」（入学定員40名）、「作業療法学科」（入学定員30名）開設
平成9年	「理学療法学科」の入学定員を増員（入学定員60名→80名） 「作業療法学科」の入学定員を増員（入学定員30名→40名）
平成17年	「看護学科看護師2年課程通信制」（入学定員200名）開設
平成21年	「平成医療短期大学」を開学（看護学科入学定員80名、リハビリテーション学科理学療法専攻入学定員80名）

現在に至る

### 2. 大学の所在地、位置（市・区・町村の全体図）、周囲の状況（産業、人口等）等

#### ○大学の所在地

〒501-1131 岐阜県岐阜市黒野180番地

#### ○大学へのアクセス

- ・名鉄岐阜駅下車、岐阜バス黒野線Eのりばより乗車  
約30分「折立・平野総合病院前」下車、徒歩約3分
- ・JR岐阜駅下車、岐阜バス黒野線⑨番のりばより乗車  
約30分「折立・平野総合病院前」下車、徒歩約3分

#### ○位置、周囲の状況

岐阜市の北部に位置し、JR岐阜駅からバスで約30分の所にある。周辺は主に住宅地域であるが、近くには岐阜大学、岐阜大学医学部附属病院、岐阜薬科大学が隣接し、本学も含めて文教地区を形成している。学生アパートや飲食店等も多数点在し、学生の街としての様相を呈している。大学は、母体である平野総合病院の隣にあり、臨地実習等のアクセスも至便な場所にある。

大学が位置する岐阜県岐阜市は、岐阜県の中南部に位置し、名古屋から約20分の場所であり、人口は約41万人、面積は202.89k㎡で、岐阜県の県庁所在地として行政、文化、経済の中心都市である。歴史的にも斉藤道三や織田信長の城下町として栄え、金華山、岐阜城、長良川の鶺鴒いなど観光にも力を入れている。

産業面では、以前は繊維産業が盛んであったが、近年は衰退し、中心市街地の空洞化が目立ってきているが、駅前地区の再開発などで活性化を図っている。



周辺詳細地図



### 3. 法人理事長、学長の氏名、連絡先及びその略歴

#### 【法人理事長】

氏名 平野喜美子  
 連絡先 〒501-1131 岐阜県岐阜市黒野 180  
 TEL 058-234-3324 FAX 058-234-7333  
 略歴 昭和 15 年 8 月 19 日生まれ  
 岐阜大学医学部卒業  
 平野総合病院医師  
 医療法人社団誠広会理事長

#### 【学長】

氏名 磯野日出夫  
 連絡先 〒501-1131 岐阜県岐阜市黒野 180  
 TEL 058-234-3324 FAX 058-234-7333  
 略歴 昭和 5 年 2 月 7 日生まれ  
 岐阜県立医科大学卒業  
 岐阜大学医学部長  
 平成医療専門学院学院長

4. 大学の開学年度から現在までの学科・専攻ごとの入学定員、入学者数、入学定員充足率（％）、収容定員、在籍者数、収容定員充足率（％）

単位：人

学科等の名称		21年度	22年度
看護学科	入学定員	80	80
	入学者数	49	88
	入学定員充足率（％）	61	110
	収容定員		160
	在籍者数		136
	収容定員充足率（％）		85
リハビリテーション学科	入学定員	80	80
	入学者数	36	49
	入学定員充足率（％）	45	61
	収容定員		160
	在籍者数		83
	収容定員充足率（％）		51.8

5. 平成22年度に入学した学生の出身地別人数及び割合（平成22年5月現在）

学生総数・・・137名

岐阜県	114名（83.2%）	韓国	1名（0.7%）
栃木県	1名（0.7%）		
東京都	1名（0.7%）		
石川県	1名（0.7%）		
福井県	1名（0.7%）		
長野県	6名（4.4%）		
愛知県	7名（5.1%）		
滋賀県	2名（1.5%）		
佐賀県	1名（0.7%）		
大分県	1名（0.7%）		
鹿児島県	1名（0.7%）		

6. 法人が設置する他の教育機関の名称、所在地、入学定員、及び在籍者数

（平成22年度5月現在）

教育機関名	所在地	学科名	入学定員	在籍者数
平成医療専門学院	岐阜県岐阜市黒野182番地	看護学科	—	43名
		理学療法学科	—	87名
		作業療法学科	40名	73名
		視能訓練学科	30名	48名

## ○自己点検・評価

### < I 建学の精神・教育の理念、教育の目的・教育目標 >

【評価項目1】建学の精神・教育の理念が確立していること

(評価の観点)

#### ① 建学の精神・教育理念について

学校法人誠広学園は、「誠意と親切と広い心をモットーとして、医療の基本的精神である科学と人間愛に基づき、奉仕と研究心旺盛な人材を教育し、地域医療並びに医療を通じて福祉サービスに貢献し得る人材を輩出する。」ことを建学の精神として、平成3(1991)年4月に平成医療専門学院理学療法学科と視能訓練学科、平成5(1993)年4月に看護学科と作業療法学科を開設した。

平成21(2009)年4月、入学志願者や地域の要請を受けて、平成医療専門学院の看護学科及び理学療法学科の両学科を平成医療短期大学看護学科及びリハビリテーション学科理学療法専攻へ移行するに至った。平成医療短期大学では、平成医療専門学院の建学の精神及び教育理念を発展させ、「一人の社会人として道徳的に社会の模範となる人間性を兼ね備えた医療技術者育成を理念の根底に置き、その上で医療環境の進展に対応できる能力と、多様化する医療に対して絶えず探求し、研究できる医療技術者を育成する。」ことを建学の精神と位置付けた。

#### ② 建学の精神・教育理念の通知方法について

建学の精神および教育理念について、入学希望者などに対しては「入学案内」に記載している。新生生に対しては「学生便覧」と入学時オリエンテーション、在校生や教職員に対しては「学生便覧」にて周知を図ってはいるが、その趣旨を含めて十分浸透しているとは言い難い。今後、目の付きやすい掲示板への掲示や、学生手帳などを作成して学生及び教職員に配布するなど、建学の精神及びその趣旨が更に浸透させるべきである。

【評価項目2】教育目的・教育目標が明確であり点検の努力がみられること

(評価の観点)

#### ① 各学科・専攻(以下、「学科等」という。)における具体的教育目的や教育目標

看護学科では、医療の高度化、専門化、大幅に進展する高齢化、少子化など、看護を取り巻く環境に対応していくことができるよう、科学的思考を基盤とした看護の実践力、保健・医療・福祉全般にわたる広い視野と高い見識、幅広く深い教養と豊かな人間性を養うことを教育目的としている。

また、教育目標を「高齢化社会の進行及び高度化、多様化する保健・医療・福祉体制に即応しうる実践力をもち、高い資質を有する看護師を育成すること」とし、具体的には、学生が自ら考えて学習する能力を養い、コミュニケーション能力を磨き、保健・医療・福祉全般に即応しうる人材の育成を重視している。

リハビリテーション学科(理学療法専攻)では、高齢化社会の進行及び多様化する保健・医療・福祉体制に即応し得る実践力をもち、高い資質を有する理学療法士を育成することを教育目的とする。具体的には、1、科学技術の進歩と要請に適合した学習内容の吟味と精

選、2, 社会から求められている患者とのコミュニケーション技術や臨床思考能力の確保などを盛り込んだ学習内容の付加、3, 学生主体の教育内容への転換、の3つを教育内容の基本的コンセプトとし、理学療法士として基本的知識や技術に精通するとともに、施設や地域を問わず医療従事者としての高いコミュニケーション能力と倫理的判断力、そして豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成することを目標とする。

② 教育目的もしくは教育目標の通知方法について

毎年度始めに配布する学生便覧で、全学生・教職員に周知を図っている。また、教授会、各委員会及び各学科において日常の教育を通して、学生への一層の周知を図っている。

③ 教育目的もしくは教育目標の定期的点検の有無、その手続き方法について

建学の精神等については定期的な点検・見直しを行った結果、変更していない。今後も定期的に点検を行っていく。

④ 教育目的や教育目標を実施するための具体的施策に関する議論について

教育目的や教育目標を達成するための具体的な施策は、各種委員会の発案や学科会議での議論を経て教授会において審議・議決している。

< II 教育の内容 >

【評価項目1】教育課程が体系的に編成されていること  
(評価の観点)

① 学科等の教育課程について

学科の設置に際して、建学の精神や教育理念が十分反映された教育課程を編成し、それぞれの学科の教育目的や教育目標に合致した科目を配置し、文部科学省の設置許可を受けて着実にそれを実行している。

看護学科教育課程

(平成22年4月1日現在)

科目の種類別	科目名	授業形態			単位			教員配置			前年度の履修人数	備考	
		講義	演習	実習	必修	選択	自由	専任	兼任	兼任			
教養教育科目	人間と科学	生物学	○			2				○		-	
		物理学	○				2				○	-	
		化学	○				2				○	-	
		情報科学	○				2				○	-	
		人間工学	○				2				○	-	
		環境と人間	○				2				○	-	
	人間と社会	社会学	○				2				○	-	
		人間関係学	○				2				○	-	
		ボランティア論	○				2				○	-	
		哲学	○				2				○	-	
		教育学	○				2				○	-	
		心理学	○				2				○	-	
	基礎教育科目	コミュニケーション	基礎演習		○		1				○		-
文章表現法			○			1					○	-	
コミュニケーション学			○			1					○	-	
外国語		英語Ⅰ(教養英語)	○			1				○		-	
		英語Ⅱ(日常英会話)A	○				1			○		-	
		英語Ⅱ(日常英会話)B	○				1				○	-	
		英語Ⅲ	○				1				○	-	
		ドイツ語	○				1				○	-	
		中国語	○				1				○	-	
専門基礎科		人体の理解	解剖学Ⅰ(循環・骨格・筋系等)	○			2				○	○	-
	解剖学Ⅱ(神経・内分泌・消化器等)		○			2					○	-	
	生化学		○			1					○	-	
	栄養学		○			1					○	-	

目	疾病の 成り立 ちと回 復の促 進	疾病論Ⅰ（神経・病理組織）	○			1					○	-		
		疾病論Ⅱ（呼吸と循環・代謝と栄 養）	○			1					○	-		
		疾病論Ⅲ（神経と運動・排泄と感 覚）	○			1					○	-		
		微生物学	○			1					○	-		
		薬理学	○			1					○	-		
		病態心理学	○			1					○	-		
		リハビリテーション概論	○			1				○		-		
		カウンセリング論	○			1					○	-		
	社会の 構造と 環境	保健行政論	○			1					○	-		
		保健統計学	○			1					○	-		
		障害者と福祉	○			1					○	-		
		医療と経済	○			1					○	-		
		社会福祉学	○			1					○	-		
	専 門 科 目	健康生 活を支 えるた めの看 護の原 理と基 礎	看護学概論	○			2			○			-	
			共通看護技術論	○	○		2			○			-	
日常生活援助技術論			○	○		2			○			-		
回復促進援助技術論			○	○		2			○			-		
フィジカルアセスメント			○	○		2			○			-		
基礎看護学実習Ⅰ（基礎）					○	1			○			-		
基礎看護学実習Ⅱ（発展）				○	2			○			-			
健康生 活を支 えるた めのラ イフサ イクル 別看護 活動		成人看護学概論	○			1			○			-		
		成人看護活動論Ⅰ（基礎）	○	○		3			○			-		
		成人看護活動論Ⅱ（発展）	○	○		2			○			-		
		成人看護学実習Ⅰ（慢性・回復 期）			○	3			○			-		
		成人看護学実習Ⅱ（手術、急性、 終末期）			○	3			○			-		
		高齢者看護学概論	○			1			○			-		
		高齢者看護活動論Ⅰ（基礎）	○	○		2			○			-		
		高齢者看護活動論Ⅱ（発展）	○	○		1			○			-		
		高齢者看護学実習Ⅰ（基礎）			○	2			○			-		
		高齢者看護学実習Ⅱ（発展）			○	2			○			-		
		母子看護学概論	○			1			○			-		
		母子保健総論	○			1			○			-		
		小児看護活動論Ⅰ（基礎）	○	○		2			○			-		
		小児看護活動論Ⅱ（発展）	○	○		1			○			-		
		小児看護学実習			○	2			○			-		
	母性看護活動論Ⅰ（基礎）	○	○		2			○			-			

		母性看護活動論Ⅱ（発展）	○	○		1			○			-		
		母性看護学実習			○	2			○			-		
		精神看護学概論	○			1				○		-		
		精神看護活動論Ⅰ（基礎）	○	○		2				○		-		
		精神看護活動論Ⅱ（発展）	○	○		1				○		-		
		精神看護学実習			○	2			○			-		
		課題研究事前演習		○		1			○			-		
		課題研究		○		1			○			-		
統 合 科 目	看護の 統合と 実践	在宅看護学概論	○			1			○			-		
		在宅看護活動論Ⅰ（基礎）	○	○		2			○			-		
		在宅看護活動論Ⅱ（発展）	○	○		1			○			-		
		在宅看護学実習			○	2			○			-		
		安全管理論	○			1					○		-	
		災害看護論	○			1					○		-	
		総合判断育成演習		○		2			○				-	
		看護の統合実習			○	2			○				-	

リハビリテーション学科（理学療法専攻）教育課程

（平成22年4月1日現在）

科目の種別	科目名	授業形態			単位			教員配置			前年度の履修人数	備考	
		講義	演習	実習	必修	選択	自由	専任	兼任	兼任			
教 養 教 育 科 目	人間と 科学	生物学	○			2			○			-	
		物理学	○				2				○	-	
		化学	○				2				○	-	
		情報科学	○				2				○	-	
		人間工学	○				2				○	-	
		環境と人間	○				2				○	-	
	人間と 社会	社会学	○				2				○	-	
		人間関係学	○				2				○	-	
		ボランティア論	○				2				○	-	
		哲学	○				2				○	-	
		教育学	○				2				○	-	
		心理学	○				2				○	-	
		生命倫理学	○				2				○	-	
基 礎 教 養	コミュニケーション	基礎演習		○		1			○			-	
		文章表現法	○			1					○	-	
		コミュニケーション学	○			1					○	-	
	外国語	英語Ⅰ（教養英語）	○			1				○		-	

科目		英語Ⅱ（日常英会話）A	○				1			○		-	
		英語Ⅱ（日常英会話）B	○				1			○		-	
		英語Ⅲ	○				1			○		-	
		ドイツ語	○				1			○		-	
		中国語	○				1			○		-	
専門基礎科目	人体の構造	解剖学Ⅰ（骨・筋肉系）	○				1			○		-	
		解剖学Ⅱ（内臓系）	○				1		○			-	
		解剖学Ⅲ（神経系）	○				1			○		-	
		解剖学演習（体表解剖）		○			2		○			-	
	人体の機能	生理学Ⅰ（動物的機能）	○				1		○			-	
		生理学Ⅱ（植物系機能）	○				1		○			-	
		生理学演習		○			1		○			-	
		運動学総論	○				1		○			-	
		臨床運動学	○				1		○			-	
		運動学演習		○			1		○			-	
	心身の発達	人間発達学	○				1			○		-	
		発達心理学	○				2			○		-	
	疾病の成り立ち	病理学概論	○				2			○		-	
		内科学	○				1			○		-	
		整形外科学	○				1			○		-	
		神経内科学	○				1			○		-	
		精神医学	○				1			○		-	
		小児科学	○				1			○		-	
	障害の成り立ち	リハビリテーション医学	○				2			○		-	
		老年医学	○				1			○		-	
		スポーツ医学	○				1			○		-	
保健・医療・福祉の連携	保健医療論	○				1			○		-		
	社会福祉学	○				1			○		-		
	医療安全管理論	○				1			○		-		
門科科目	基礎理学療法学	理学療法総論	○				1		○			-	
		理学療法演習		○			1		○			-	
		運動療法総論	○				1		○			-	
		理学療法基礎用語	○				1		○			-	
		理学療法研究方法論	○				1		○			-	
		理学療法特論Ⅰ		○			1		○			-	
		理学療法特論Ⅱ		○			1		○			-	
		卒業研究		○			2		○			-	
		クリニカルリーズニング		○			2		○			-	
	理学療	運動器系検査法		○			1		○			-	

法 評 価	神経系検査法		○		1			○			-	
	動作・画像診断学	○			1			○			-	
学	理学療法評価学演習		○		2			○			-	
理 学 療	高齢者機能障害学	○			2			○			-	
法 治 療	脳・神経機能障害学Ⅰ	○			1			○			-	
学	脳・神経機能障害学Ⅱ	○			1			○			-	
	骨・関節機能障害学（上肢）	○			1			○			-	
	骨・関節機能障害学（下肢・体幹）	○			1			○			-	
	内部機能障害学（循環器系）	○			1			○			-	
	内部機能障害学（代謝・呼吸器系）	○			1			○			-	
	発達機能障害学	○			1				○		-	
	物理療法学（温熱療法）	○			1			○			-	
	物理療法学（電気・牽引・水治療法）	○			1			○			-	
	義肢装具学	○			2			○			-	
	日常生活活動学	○			2			○			-	
	理学療法総合セミナーⅠ		○		1			○			-	
	理学療法総合セミナーⅡ		○		1			○			-	
	脳・神経系理学療法治療技術		○		1			○			-	
	骨・関節系理学療法治療技術		○		1			○			-	
	内部系理学療法治療技術		○		1			○			-	
地 域 理	地域理学療法学	○			2			○			-	
学 療 法	生活環境論	○			2			○			-	
学												
臨 床 実	臨床実習Ⅰ（基礎）			○	1			○			-	
習	評価実習前セミナー			○	1			○			-	
	臨床実習Ⅱ（評価）			○	3			○			-	
	臨床実習Ⅲ（総合前期）			○	7			○			-	
	臨床実習Ⅳ（総合後期）			○	7			○			-	

## ② 教養教育への取組みについて

看護学科もリハビリテーション学科（理学療法専攻）も、絶えず進歩し変化する最先端の医療現場で、チーム医療に携わりつつ、患者との間でスムーズにコミュニケーションが取れることの重要性に配慮し、心理学、社会学、語学などに重点を置いた教養科目群を配置している。また、学生の受講状況を学期ごとにモニターし、受講に極端な偏りがないよう指導・助言を行っている。

## ③ 短期大学としての専門教育内容について

両学科の教育課程には、それぞれの学科の特色に配慮しつつ、短期大学にふさわしい専

門教育科目をもれなく配置している。実習教育については、実習教育運営委員会にて実習教育に関する対応、臨地実習指導者会議の計画・実施、実習施設の確保、実習における安全管理及び事故防止対策について検討を行い、学生が安全に効果的に臨地実習をできるよう、報告・検討・対応策等について審議している。実習教育運営委員会の実習教育に関する仕事としては以下のとおりである。

- ・ 実習教育方針・基準，運営，予算に関すること
- ・ 実習計画の策定，実施に関すること
- ・ 実習施設の開拓，依頼に関すること
- ・ 臨地実習専門委員会に関すること
- ・ 実習指導者連絡，講習会に関すること
- ・ 実習における安全管理及び事故防止対策に関すること

#### ④ 主要科目に対する専任教員の配置について

両学科の主要な科目を担当する専任教員の配置は、その経験、経歴、学問上の識見に加えて、各担当科目との整合性についても十分吟味・確認した上で、適切に配置している。

#### ⑤ 授業の内容とレベルについて

本学の授業は、これを担当する専任教員の実績や業績と相まって、短期大学にふさわしい内容とレベルを有していると判断できる。しかし、今後は学生による授業評価などを踏まえて、より一層の授業効果が上がるよう、各自研鑽を積むとともに FD 活動にも力を入れる必要がある。

#### ⑥ 授業の単位認定と評価について

学則に則って適切に行われている。

#### ⑦ 教育課程改善への意欲と組織的対応について

開学2年目に当たる本学としては、現行の教育課程を粛々と実行しているところである。ただし、変化する時代の趨勢を考慮し、年度ごとに、教員の意見や感想を勘案して、少しでも改善点があれば、学務委員会で検討・立案し、学科会議で議論を尽くした後、教授会で承認を得る態勢をとっている。

#### ⑧ 教育課程の特色について

##### ・ 看護学科の特色

看護学科では、総論、概論から各論そして展開科目へと、それぞれが連携できるように系統的に科目を配置することで、教育効果及び学習意欲の向上を図っている。また、看護学科の教育目標や育成する人材像に直結する科目は全て必修とし、多様・国際化する社会に順応できるよう、人間、社会、文化、語学といった学問分野の科目を多く配置し、併せて、医療に携わる者として不可欠なコミュニケーション能力や情報といった分野についても学ぶことができる編成にした。さらに、専門分野の科目については、学術的に編成した上で細分化し、それぞれを体系的に学ぶことができるよう配置した。

特に看護学科では、看護基礎教育の段階から自らの倫理観を振り返り、死生観を確立する足がかりとして、「生命倫理学」を配置した。また、看護のケア場面において患者及び家

族の思いを十分理解し、お互いの信頼関係や保健・医療・福祉関係者との協同活動を構築するために重要となるコミュニケーション能力を養うため、「基礎演習」「文章表現法」「コミュニケーション学」を配置した。さらに、医療分野のみならず、地域社会で多方面にわたって活躍できる基礎として選択科目に「ボランティア論」を配置した。

教養教育科目は、医学や看護を学ぶために必要な基礎的教養及び総合的判断力を養う他、科学的思考や倫理観を高めることを目的とする科目群で構成されている。

基礎教育科目は、高いコミュニケーション能力の獲得を主目的とする科目群によって構成される。

専門基礎科目は、対象を援助するための根拠となる知識を蓄えることを目指し、推察される変化を考察するために必要と考える科目を配置した。

専門科目においては、知識、技術の修得が重要な課題であることから、自ら積極的に研鑽する学習態度が身につくような科目を配置した。

統合科目は、地域の在宅療養者のための看護を学ぶ「在宅看護」と、これまでの学習内容を臨床に近い形で学習できる「統合と実践」の2本柱とした。

教育方法の特色としては、 Semester制を導入し、講義と演習を組み合わせた科目を配置することによって、学生が自ら考えて学習する習慣が身につくように配慮した。また、近隣に存在する関連法人実習施設や医療・介護施設のそれぞれの特徴を生かした実習のことができることが特色の一つである。

#### ・ リハビリテーション学科（理学療法専攻）の特色

総論、概論から各論そして展開科目へと、それぞれが連携しながら系統的に科目を配置することで、教育効果及び学習意欲の向上を図っている。本学科の特色や教育目標と育成する人材像に基づいた科目は全て必修としている上で、多様・国際化する社会に順応できるよう、人間、社会、文化、語学といった観点における学問を多く学び、また、医療に携わる者として不可欠なコミュニケーション能力や情報といった分野について学ぶことができる編成にした。さらに、専門分野の科目についても学術的に編成した上で細分化し、それぞれが体系的な学問として学ぶことができるよう配置した。

教養教育科目は、本学が目指す教育理念に基づいた人格向上を目指すとともに、医学や理学療法を学ぶために必要な基本的教養及び総合的判断力を養うほか、科学的思考力や倫理観を高めることを目的とする科目群で構成されている。

基礎教育科目は、高いコミュニケーション能力の獲得を主目的とする科目群によって構成されている。年齢や社会的地位層を問わず、良好な対人関係を構築できる社会性の高いコミュニケーション能力及び外国語によるコミュニケーション能力を養うための「基礎演習」「文章表現法」「コミュニケーション学」「英語Ⅰ（教養英語）」4科目4単位を必修科目として設定している。特に「基礎演習」では、基礎医学や理学療法等の専門科目を効率的かつ効果的な学習方法を習得することを目的として、教科書の読み方や講義ノートの作成方法、提出レポート作成のための文章表現法などを学習する。

専門基礎科目は人体構造を系統的に学び、疾病や障害に関する基礎的医学と理学療法学の知識と判断力を養うだけではなく、リハビリテーションの基本的理念を理解し、国民の保健医療福祉推進のために理学療法士が果たすべき役割についても学ぶことを目的とする科目群で構成されている。

専門科目は治療者としての理学療法士に必要な専門知識と技術を習得するとともに、臨床的な思考能力の向上を目的とする科目群で構成されている。理学療法のイメージと理学

療法への興味を持たせることを目的とし、演習では少人数グループによる演習形態をとり、より実践的な理学療法業務の体験を通じて、将来、医療に携わる人間としての資質（態度）を身に付けられるよう、学生相互の交流と理解も行えるように工夫している。

#### ⑨ 教育課程の履修による取得可能な免許・資格について

看護学科では、保健師助産師看護師養成所指定規則に定める教育内容を満たす教育課程を編成しており、看護学科の卒業要件である 99 単位以上を取得すると、看護師国家試験受験資格が取得できる。

リハビリテーション学科（理学療法専攻）では、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定める教育内容を満たす教育課程を編成しており、卒業要件である 99 単位以上を取得すると、理学療法士国家試験受験資格が取得できる。

#### ⑩ 選択科目の履修指導方法と時間割の配慮・工夫について

新入生に対しては、入学式後に 2 日間のオリエンテーションを実施している。そこでは「学生便覧」「シラバス」の冊子を配布した上で、各学科に分かれて教職員が履修説明・履修指導に当たっている。また、説明時間以外にも随時質疑応答を受け付けている。そして、新入生が自分の学習意欲や興味関心に合わせてどのように履修科目を選べばよいのかについて、一人一人の新入生に対して、看護学科ではチューター、リハビリテーション学科では担任教員が個別的に指導することで、履修方法の周知徹底を行っている。

原則として、時間割は同科目の複数の科目が同一のコマに重ならないことを念頭に置いているが、教養教育科目及び基礎教育科目の選択科目群においては、講師の都合などで同一のコマに重なっている選択科目も存在する。今後も学生が希望する選択科目を履修しやすいような時間割構成について、学務委員会にて検討していく。

実技科目・実習科目・演習科目については、可能な限り少人数教育を実践して教育の密度を高めるべく、複数のクラスを設定している。

#### ⑪ 卒業要件単位数及びその他の卒業要件、その周知方法について

本学の修業年限は 3 年（学則第 6 条）で、学生は修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない（学則第 6 条 2）。学生納付金の納入等についての規定は、納付期限を越えてなお督促に応じない場合に除籍（学則第 36 条）とすることを学生便覧に明記している。卒業要件に関する学則は「学生便覧」、履修に関する規定は「シラバス」に掲載している。新入生に対しては入学式後のオリエンテーションにおいて、在学生には年度当初のガイダンスにおいて、周知徹底させている。その後は担任と教務担当者が重ねて説明や相談に応じ、各学期に行うガイダンスで繰り返して説明している。

#### ⑫ 教育課程の見直し、改善について

看護学科では、2009 年の新カリキュラム改正を受けて、看護実践能力の強化を図ることが出来る構成内容にしており、基礎教育を臨床現場とのギャップの問題、安全医療、コミュニケーション能力の不足などの課題についても対応できるよう配慮している。

現在、カリキュラム進行中であり、新たに統合分野の第二学年後学期以降に位置づけられている「在宅看護論」では、在宅におけるリハビリテーションおよび住宅改修のポイントなどについては、実際の事例を用いて、臨床経験の豊富な理学療法士を講師に招いて講

義を行った。今後は、最新の福祉用具の展示・紹介している施設における体験学習なども取り入れ、学生の学習経験を深めていきたい。また「看護の統合と実践」についても、学習を一層充実させるために演習を強化するなど、新カリキュラムに即した実習教育を行えるよう検討する必要があると考えている。

リハビリテーション学科（理学療法専攻）では、短期大学移行2年目であり、現在の所は大幅、早急な見直しは考えていない。選択科目については教養教育科目群及び基礎教育科目群と比較すると、専門基礎及び専門科目群ではその数は少なく、学生の選択幅を増やすという意味では選択科目の増加を今後検討すべきと考えている。

なお、教育課程の見直しや改善については、学務委員会を中心として、学科、専攻、教養科目担当者による協議や検討を行い、教授会に審議を諮ることになっている。

## 【評価項目2】教育課程が学生の多様なニーズに答えるものとなっていること (評価の観点)

### ① 免許・資格等に対する教育課程上での配慮について

国家試験対策は当然必要であり、2年次の学生に対しては今から意識を高めるよう、状況設定問題のイメージづけを行っている。また臨地実習での学びの中で具体的に指導をしたり、また国試対策においては学生の自主的代表4名を2名の国試担当教員が中心になって支援できる体制を固めている。図書館に免許・資格取得に関するコーナーを設け、諸資料を供覧している。現在、第1期生の国家試験受験に向けての対策計画を協議しつつある。

国家試験対策は当然必要であり、2年次の学生に対しては、今から意識を高めるよう指導する必要がある、3年次には具体的な対策を打たなくてはならないと考えている。

### ② 授業形態（講義、演習、実験・実習等）のバランス、刷教材による授業・放送授業・面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法について

授業形態のバランスは取れている。教育機器やメディアの取り扱いには、更に習熟する必要がある。

### ③ 必修科目と選択科目のバランス、選択科目における選択の自由の保障について

カリキュラム編成としては、必修科目と選択科目のバランスは適切に取られている。また、選択科目は学生に十分選択の自由を保障している。

### ④ クラス規模について

講義内容に応じてクラス規模を決めており、適当である。

### ⑤ 学科等の卒業要件の周知について

卒業要件は適切であり、オリエンテーションや講義の中で平明に周知が図られている。

### ⑥ 学生の学習意欲を引き出すための授業上の工夫について

FD活動の一環として学生による授業評価を行っており、その結果は各教員にフィードバックされているので、教員はそれを参考にしつつ、授業の進め方等について工夫することができる。

【評価項目 3】授業内容、教育方法および評価方法が学生に明らかにされていること  
(評価の観点)

① シラバスあるいは講義要項等が作成され、事前に学生に配布されているか

「学生便覧」と「シラバス」が発行されており、履修上の注意事項や履修登録用紙、教科書リスト等の印刷物が配布されている。学生はあらかじめ授業の概要を知ることが出来る。特に選択科目に関しては、授業概要を参考にして科目を選択している。

② シラバスあるいは講義概要の内容について

シラバスには講義の概要を示すのに十分なスペースが設けられており、記述内容も十分である。表現については、必要に応じて箇条書きにするなど、学生に理解しやすい形が取られている。

③ 教科書、参考書等の使用とその提示について

年度初めに学生に配布されるシラバスに、授業で使用する教科書、参考書などが明記されている。

④ シラバスあるいは講義要項を作成する際の配慮について

シラバスには科目区分、授業科目名、授業概要・目標、授業計画、単位数、配当年次、テキスト、参考文献、評価方法を記入することとしている。学務課から統一された様式が配布または配信され、教員はこれらの項目は全て記述し、特に授業内容は授業計画によって明確に学生に示すことにしている。

⑤ 学生の履修態度、学業への意欲等について

看護学科では、学生の履修態度や学業への意欲については、学生の属性が年齢や入学までの経験において、社会人や新卒業者など幅広い層に亘っており、個人差が大きい。全体的にみると、学生はグループワーク等の授業方法を通じて、グループ内でメンバーの一人としての自分の意見を出せるようになっており、学業にも意欲的に取り組んでいる。履修態度面等で問題を抱えた学生については、担当する教員同士や学科会議等で情報交換を行い、解決を図っている。

リハビリテーション学科（理学療法専攻）では、個別面談や学習態度を通じて把握している。問題を抱えた学生に対しては、担任を中心に個々の教員がその状況を把握するとともに指導を実施している。また、学生の出欠状況は担任が適宜集計し、その状況が思わしくない学生には個別指導を実施している。

【評価項目 4】授業内容、教育方法に改善への努力が見られること  
(評価の観点)

① 担当授業について教員間の意思の疎通や協力体制について

看護学科の専門科目の「看護学概論」他 13 科目では、オムニバス方式を取り入れており教員間の意思の疎通が十分図れるよう、科目ごと、あるいは専門領域ごとに担当教員が話し合い、授業内容及び成績評価の調整を行っている。技術演習についても、担当者は演習の予定内容等について兼任教員と共に十分な準備を行い、調整を図っている。講義科目

における教員間の連携はかなりうまくいっている。ただし、成人看護学の領域では、「成人看護学概論」、「成人看護活動論Ⅰ（基礎）」から「成人看護活動論Ⅱ（発展期）」については、申し送り等が必ずしも十分ではなかったと思われる。これを改善する一つの方法としては一人の教員が「成人看護学概論」と「成人看護活動論Ⅰ（基礎）」及び「成人看護活動論Ⅱ（発展期）」まで通して担当することも考えられる。授業間の連携は極めて重要なので、連携方法について学務委員会で検討し、たとえば学務委員が関連する教員に授業の進行状況等について十分に伝えることが必要である。また、学科会議においても周知徹底を図ることにしたい。

リハビリテーション学科（理学療法専攻）では、学科会議や各種委員会にて意志の疎通、協力が行われるような体制が取られている。非常勤講師との意思疎通については、年度当初の打ち合わせを実施しており、今後はその回数を増やす等の体制強化を図っていく。

#### ② 学生による授業評価の実施状況とその活用について

平成 21 年度は短大開設の年に当たり、学生による授業評価アンケートは、21 年度後期末 1 回のみ実施したが、平成 22 年度は前期末と、後期末の 2 回実施することとした。21 年度末実施分と 22 年度前期末に実施したのものについてはそのアンケート結果の集計を各担当教員にフィードバックし、アンケート結果についての感想とともに授業改善計画などもたずねた。担当教員のほぼ全員から回答を得た。それらによると教員は、学生による評価を大変真摯に受け止め、授業改善に全力で取り組もうとしていることが伺われる。

#### ③ 短期大学としての授業改善（FD 活動等）への取り組み、組織的活動について

短期大学としては、各学科において学科会議がほぼ毎週開催され、この場において授業改善のための FD 委員会からの提案等を熱心に討議しきめ細かく計画して、決定事項の実施のため教員全体が熱心に取り組んでいる。また今年度は研究授業を行い『他者の授業実践を参観し、自らの授業改善に資する』を狙いとした。

#### ④ 授業改善に対する担当教員の意欲について

平成 22 年度の前期末に実施した学生による授業評価アンケートに対しての教員の一番の関心事は授業内容が学生に理解されているかということであった。このようにそれぞれの授業担当教員の授業改善への意欲は大変旺盛である。また、授業評価アンケートについての事例報告会と、情報交換会を行って、各教員が授業改善のためのアイデアを出し合い、情報の共有を図った。その中で、学生の理解度を知るために各授業毎に小テストを実施したり、感想を述べさせたり、机間を頻繁に回る、グループディスカッションをさせる、内容をわかりやすくまとめて書き込ませるなど、いろいろの方法を駆使して熱心に授業改善に取り組んでいる様子が明らかになった。

#### ⑤ 授業担当者・兼任教員間での意志の疎通、協力・調整について

授業担当者間での意思の疎通、協力・調整は常に緊密になされている。兼任教員との意思の疎通は学内の担当者が積極的に連絡を取り、話し合うことにより十分になされている。

#### ⑥ 教員の能力開発のための経費について

研修に必要な費用等が準備されている。

## ⑦ 授業改善を支援する教員研修（SD 活動等）の実施状況について

授業改善を支援するための職員の研修は、平成 22 年度 12 月までに研修会と講演会をほぼ 3 ヶ月に 1 回、定期的に行われている。

### 【特記事項について】

他の教育機関との単位互換制度、習熟度別授業、情報・メディア教育、国際理解教育、海外研修制度、インターンシップ、女子教育の伝統継承と発展への取組み等、学科等において努力していることがあるか。

他校等での履修済み科目に関する単位認定は、本学の基準に基づいて行われている。

看護学科では、看護職としての職業理念継承の意味をこめ、本学の学生が入学時に抱いたであろう看護職への思いや情熱を、今一度確かめるための儀式（「灯火の誓い」）を行うことにしている。2 年次における、本格的な看護臨地実習の始まる前に行われるこの儀式は、看護の精神のシンボルとしての灯火を学生一人一人が受け取り、改めて自らの意志を確認するための儀式である。

リハビリテーション学科（理学療法専攻）では、専門教育科目において、患者の事例の中から問題を見つけ出し、その問題を手掛かりに学習を進めていくテュートリアル PBL を積極的に導入している。担当教員が臨床に基づいた理学療法に関するオリジナルシナリオを作成し、小グループ単位にて実施するテュートリアル PBL は、従来の大人数講義形式では得られにくい問題発見能力、情報収集スキル、臨床推論等の習得や対人関係、協調性の修得を目的としている。

情報・メディア教育は選択科目「情報科学」、必修科目「理学療法研究方法論」にて実施している。その内容はワープロ、表計算、パワーポイント、データベース等がある程度扱えるように進められる。特に研究で必要となる表計算やパワーポイントを用いたプレゼンテーション技術の修得には力を入れている。

実習教育運営委員会は、施設での臨地実習における教育の充実化を図ること目的としている。委員会のメンバーは教員 6 名で構成されており、実習教育に関する対応、臨地実習指導者会議の計画・実施、実習施設の確保、実習における安全管理及び事故防止対策について検討を行い、学生が安全に効果的に臨地実習をできるよう、委員会で報告・検討・対応策等について審議している。実習教育運営委員会の実習教育に関する仕事としては以下のとおりである。

- 1, 実習教育方針・基準, 運営, 予算に関すること
- 2, 実習計画の策定、実施に関すること
- 3, 実習施設の開拓、依頼に関すること
- 4, 臨地実習専門委員会に関すること
- 5, 実習指導者連絡、講習会に関すること
- 6, 実習における安全管理及び事故防止対策に関すること

### < III 教育の実施体制 >

【評価項目1】図書館もしくは学習資源センター等が整備されていること  
(評価の観点)

#### ① 図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等について

蔵書数、学術雑誌数等は、下記表のとおりである。視聴覚資料については、600点ほどを各研究室で授業・ゼミ等で使用しており、図書室でも利用できる方法を検討している。

電子ジャーナルについては、グローバルIPアドレスの取得することにより4誌となるため、ネットワーク構成を検討中である。

図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数

蔵書数 (冊)			学術雑誌 (種)			視聴覚資料 (点)	電子 ジャーナル
計	和書	洋書	計	和書	洋書		
16,287	14,959	1,328	169	146	23	6	1

閲覧用席数は、図書室に61席あり、また、隣接する食堂に午前9時～午前11時、午後2時～午後7時までは図書室コーナーとして72席を学習用に提供し、合計133席となることから在籍学生数の増加を見込んだ座席数となっている。

#### ② 図書館の広さとその環境について (蔵書数の増加等、将来に備えたものか)

図書室の面積は220.72㎡、食堂内の図書室コーナーは64.56㎡あり、合計285.28㎡となることから十分な広さとなっている。

また、蔵書の増加においては、平成22年度に研究室等から図書を移管し、購入本を含めて1,100冊を整備した。今後においても購入をはじめ、研究室からの移管も含めて蔵書の拡充をはかる予定である。

#### ③ 年間の図書 (以下、学術雑誌、AV資料等を含む) 購入予算、購入図書選定システムや廃棄システムについて

平成21年度の平成医療短期大学開設時に、930万円余を投じ図書2,419冊、雑誌46種、電子ジャーナルを整備した。平成医療専門学院の図書室としては、学術雑誌の購入のほか、必要に応じ専門図書を毎年度500万円前後購入整備してきたが、今後、短期大学として予算的な面も含み計画的な整備を進めることとしている。

購入図書等選定は、これまでそれぞれの学科において必要な図書をリストアップし、事務局と予算的な調整を行い購入してきたが、今後、学生の要望を取り込むなど、具体的な選書の進め方を図書運営委員会で検討していくこととしている。

また、図書等の廃棄は、平成21年度の平成医療短期大学開設時に、平成医療専門学院図書室の蔵書を整理し、破損図書等の廃棄、除籍を行った。今後は、重複図書の廃棄等の基準づくりを進めることとしている。

#### ④ 学生が利用できる参考図書、関連図書の整備について

学生の学習・研究、教員の教育・研究に活用するため、短期大学を平成21年度に開設したときに、各学科に関する分野の図書等2,419冊整備し、平成医療専門学院当時から整備

してきた図書等を加え、蔵書数は①に記すとおり 1 万 6 千冊を超え、学術雑誌も 160 種類以上収蔵している。今後、授業関連図書としてシラバスに掲載されている参考図書等の充実と、教養関係と幅広い学習ができる図書等の充実も図ることとしたい。

#### ⑤ 図書館サービスの体制について（司書数、司書の能力、図書検索システムなどを含む）

図書室における閲覧・蔵書管理については図書管理システム「校倉」が平成 16 年 4 月に導入され、現在に至っている。

情報サービスについては、蔵書検索専用パソコンと文献検索用のパソコンをそれぞれ 1 台設置しており、これにより蔵書検索及び医学中央雑誌 Web 版、CiNii（国立情報学研究所）等により雑誌論文の検索が可能となっている。授業時間外のパソコン利用は平成 21 年度は延約 1,600 名だったが、平成 22 年 4 月に図書室内パソコンを 3 台設置してから平成 22 年度では約 1.5 倍の利用となった。（平成 22 年 10 月末で 1,600 名）

今後の課題としては、大学ホームページの中に OPAC（オンライン蔵書目録）、各種データベースへのリンク集、文献複写サービス等の案内、開館日等を掲載し、利用者サービスの充実を図っていくことが重要となっており、蔵書の Web 版での検索手法を検討している。

#### ⑥ 学生の図書館利用を活発にするための努力について

図書の配架にあたっては、専門図書を大別し、さらに看護学関係は詳しく分類し、利用しやすいようにしている。また、開館にあたっては、夏季休業の休館日の削減や、平日午後 6 時までを午後 7 時までに延長した。その結果として、平成 21 年度の入館者数が約 48,000 名だったが、平成 22 年度は約 56,000 名となり、利用は活発となっている。引き続き、学生のニーズを把握して利用の拡大をはかることとなる。（平成 22 年 10 月末で 38,250 名）

#### ⑦ 学内外への情報発信、他の図書館との相互利用活動について

##### ・ 学内外への情報発信

現時点では、図書室の広報や情報発信は、各学科への通知と館内掲示で周知している程度である。今後は、新着図書に関する情報提供、収蔵図書の案内など学生・教職員により親しまれ、利用される図書室を目指した活動が必要となっている。

また、ホームページを開設し、インターネットによる WebOPAC（オンライン利用者目録）を利用して各種機関が所蔵する資料のデータ検索や相互貸借、文献複写サービス等、より一層の利用者サービスの充実を図っていくことが必要と考えられる。

##### ・ 他の図書館等との連携

平成 22 年 10 月から他の大学図書館等との相互協力を開始した。今後は図書館協会に加盟するなど協力体制を整え、他の図書館との情報交換など、利用者サービスの向上につながる活動を活発に行っていく必要がある。

##### ・ 図書室活動全般

図書室はグループ法人である医療法人社団誠広会に所属する平野総合病院、岐阜中央病院等の関連施設職員、本学院卒業生に開放しているが、生涯学習時代に対応して地域社会の発展に寄与するため、地域住民への公開も検討していく必要がある。

#### < IV 教育目標の達成度と教育の効果 >

##### 【評価項目 1】 単位認定について

(評価の観点)

###### ① 単位認定の方法と評価の実態について

本学の単位認定については、学務委員会で認定方法等の概要を協議、決定し、非常勤講師を含む全教員が共通理解のもと評価するように申し合わせを行っている。認定の方法は、授業時間の3分の2以上の出席者を前提とし（学則第26条）、前期・後期学期完結型の場合は各学期末に、通年科目については後期末の定期試験期間に試験を行うか、レポート等により評価する。また、臨床実習は現場指導者の評価と、報告書やレポート等により担当教員の評価を併せて行う。学生への周知については、「学生便覧」、「シラバス」でその評価基準を明確に示しており、適切に評価されている。

###### ② 単位認定の方法、単位の取得状況及び担当教員による評価の現状について（学科長）

###### ・ 学科長の見解

両学科とも、単位取得認定の基準は明確であり、学生に授業時やシラバスにて周知している。認定については科目担当教員により厳正に行われており、評価に関する問題があれば、学務委員会、学科会議で討議できるよう態勢を整えている。

###### ・ 学長の見解

単位認定の方法については、3分の2以上の出席を各学科共通原則とし、その他の詳細は各教科の担当者がシラバスに評価方法を記載することとしている。このように、シラバスに授業計画、評価方法を明確に記載することによって、学生に積極的な履修を促している。単位認定に関する学生の意向の把握や、単位認定をめぐる教員間の意見交換などを一層深めていくことが今後の課題と考えている。

##### 【評価項目 2】 退学、休学、留年等の状況について

(評価の観点)

###### ① 退学、休学、留年等の人数について

看護学科の退学、休学、留年者等一覧表

(平成23年3月31日現在)

	21年度入学	22年度入学	備考
入学者数	48	88	
うち退学者数	0	0	
うち休学者数	1	1	
休学者のうち復学者数	0	1	
うち留年者数	0	0	
卒業者数	—	—	

リハビリテーション学科（理学療法専攻）の退学、休学、留年者等一覧表  
（平成23年3月31日現在）

	21年度入学	22年度入学	備考
入学者数	36	49	
うち退学者数	2	0	
うち休学者数	0	1	
休学者のうちの復学者数	0	0	
卒業者数	—	—	

② 退学者の退学理由割合と最近の傾向及び退学者、休学者（復学者を含む）及び留年者に対する指導（ケア）について

看護学科では、随時、チューターによる個人面接・指導を行い、勉学状況等を把握している。本年度は退学者、留年者はいなかったが、休学者は1名あり、休学中はチューターを中心に学科長がサポートし、面接指導を行った。一方、試験での成績の芳しくない学生については、教員による補講を行ったうえで、再試験に臨ませている。

リハビリテーション学科（理学療法専攻）では、退学及び休学の可能性を感じさせる学生への早期対応や支援には、担任教員をはじめとした個別面談など、学生個々の指導体制に重点を置いている。

また、成績の芳しくない学生については、学務委員の教員が補講計画を作成し、リハビリテーション学科（理学療法専攻）の教員による補講を行い、再試験に臨ませている。

③ 退学、休学、留年等の現状について

・ 看護学科

本年度は、退学者は出ていない。休学者が1名あったが、チューターの面接指導により、新学期から再び学業を続けられるようになった。後学期より1名の休学者をみた。成績の芳しくない学生については、学務委員が補習授業計画を作成し教員の協力を得て補習を行い、個人的指導を加えて再試験に臨ませている。単位未修得の学生については、在学期間中に単位を取得するよう指導している。実習の場合は、補習実習を学内または臨地において行っている。

学生の学力については、二極化の傾向が認められる。成績の芳しくない学生については補習授業（リメディアル教育）を充実させる必要があると考えている。

・ リハビリテーション学科（理学療法専攻）

退学者の多くは教育課程の不適合を理由として進路変更するものとする。入学後のオリエンテーションにおける説明等、学生の理解を深める努力を重ねており、また教職員が学生個々や時には保護者に連絡をとり、相談にのることも行っている。

今年度の退学者は出ていないが、休学者は1名であった。その理由は、進路問題を起因とした学習意欲の低下であった。今後も更なる学生の理解に努めるとともに、教員による日常での指導や助言が重要と考えている。

## < V 学生支援 >

【評価項目 1】 入学に関する支援が行われていること  
(評価の観点)

### ① 建学の精神・教育目標、望ましい学生像の明示について

入学志願者に対し、入学案内を発行している。看護学科では「科学的思考を基盤とした看護力の実践、保健・医療・福祉全般にわたる広い視野と高い見識、幅広く深い教養と豊かな人間性を養う」、リハビリテーション学科(理学療法専攻)では「科学的移行を基盤に基本的動作能力の回復に向けての技術と実践力、高いコミュニケーション能力と倫理観を身につけた有為な人材を養成する」という具体的な目標が掲げられている。さらに学長メッセージとして、「医療現場で働くための知・徳・体に優れ、地域に貢献できる専門職を求める社会に応える教育」という本学の建学の精神が、具体的に述べられている。

上記の内容は、本学ホームページ上の「大学紹介」、各学科の「学科紹介」でも明示されている。

### ② 募集要項には入学者選抜の方針、選抜方法(推薦、一般、AO 入試等)が分かりやすく記載されているか。

本学では、AO 入学試験、指定校推薦入学試験、公募(併願)制推薦入学試験、一般入学試験、社会人・学士等特別入学試験の4つの入学試験を行っている。選抜方針や選抜方法については学生募集要項や本学ホームページに明示している。

### ③ 広報・入試事務の体制、受験生からの問い合わせ等に対する対応について

入試事務担当と6名の広報委員会を中心となり、オープンキャンパスなどで入学志願者、受験生等の個別面談に当たっている。入学志願者、受験生からの問い合わせに関しては、迅速に対応している。電話やメールによる相談はもとより、訪問した保護者や受験生に対しても学内見学も随時受け付けるとともに、適切な情報を詳しく提供している。

### ④ 願書受付から合否通知に至る選抜方法ごとの入学試験の流れと選抜方法について

本学では、受験生や高等学校の意向を踏まえ多彩かつ公正な入試制度を設定している。出願期間・試験日時・試験会場・合格発表日等は入試試験委員会において慎重に審議し、教授会の承認を得て決定している。試験実施に当たっては適切な人員配置やタイムテーブルの確認を行い、実施している。入試選抜の判定結果は、学長と入試試験委員会による判定会議を開催し、厳正に実施している。

### ⑤ 入学手続き者に対する入学までの情報提供について

入学試験合格者に対し、入学前準備教育を2回実施した。第1回目は平成22年2月に開催し、各教科の3年間の学習概要の説明を行い、演習形式で入学予定者同士、先輩学生、教員との親睦と交流を図った。第2回目は3月24日に、医学を学ぶための基礎的科目である生物学と英語の導入授業を実施した。

### ⑥ 入学者に対する学習、学生生活のためのオリエンテーションについて

入学式の翌日に「学生便覧」を用いてオリエンテーションを実施している。学務課職員に

よる学生生活（1.学籍番号～18.アルバイト）に関する説明と諸注意に続き、各学科に分かれて1年担任教員が学則の説明、単位履修の説明を行った上で履修指導に当たる。説明時間以外にも随時質疑応答を受け付けている。

【評価項目2】学習支援が組織的に行われていること  
（評価の観点）

① 学習の動機付けに焦点をあわせた学習や科目選択のためのガイダンスについて

「学生便覧」と「シラバス」を用いて、新入生に対しては入学式後のオリエンテーションにて説明し、周知させている。在学生には年度初めにオリエンテーションを実施し、周知徹底させている。

その後は担任と学務担当が重ねて説明や相談に応じ、各学期に行うオリエンテーションで繰り返して説明するようにしている。

② 基礎学力不足の学生に対する補習授業等の組織的な取組みについて

看護学科では定期試験の成績が芳しくなかった学生に対する補習授業を計画し、春休み、夏休み等にスケジュールの調整をしつつ、補習授業を行った。また、技術面についても、不十分だと判断された場合は時間を取り、できる限り担当する教員数を多く配置して補習を行っている。

リハビリテーション学科（理学療法専攻）では、試験結果を基に補習授業を実施している。また、コミュニケーションなどの社会人としての基礎的学力の養成を正規の授業に取り込み、支援教育のひとつとして実施している。

③ 学習上の悩みなどに対する適切な指導助言を行う体制について

看護学科では、チューター制を導入しており、6人の教員が1人あたり7～8名の学生を担当し、個々のチューターは主に生活指導、学習支援を個別に行っている。入学時から適宜面接を行っており、その結果を学科長及び教務部長に報告し、学科会議においても問題のある学生やその対応について、プライバシーに配慮しながら教員間で情報を共有するよう努めている。また、学生から相談のあった際や問題が生じた場合はチューターが初期対応を行い、問題解決に向けて努力している。

しかし、実習に出た際などの学生の情報が教員間に十分浸透しているとは言えず、今後は更に連絡を密にし、情報を共有していく必要がある。

リハビリテーション学科（理学療法専攻）では担任制を採用しており、個々の学生の学習上の問題や生活上の悩みなどに対しては、複数の担任教員が中心となって個別面談を行い指導・助言を行っている。また、学生の状況や悩みなどについて、定期的に教員会議を開催して情報を共有している。今後、学生の学力や技術面での問題については、定期試験や実技試験及び各授業の学習状況のみならず、実習先の評価等を参考に今後の方向性を見ながら対応していく必要があるものと思われる。

④ 進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援について

看護学科においては、学習上の配慮として、3年次配置の授業科目である課題研究事前演習や課題研究において、ゼミ形式をとり、少人数制で個々の学生の学習進度に応じた授

業を進めることにしている。優秀学生については、看護研究や看護学会活動へ向けた教育指導等を行う計画を持っている。

リハビリテーション学科（理学療法専攻）では、理学療法士として有効活用の見込める特定の資格取得や検定合格に向けた学習支援に特化した科目設置を検討していきたい。例えば、福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級・3 級対策講座や健康運動指導士など。

### 【評価項目 3】 学生生活支援体制が整備されていること

（評価の視点）

#### ① 学生支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）について

学生生活を支援するための学内委員会として、「学生委員会」と「学生支援委員会」があり、「学生委員会」は学生生活全般に関することを支援し、「学生支援委員会」は主に学生個々の相談ごとや問題について対応している。

##### ・ 学生委員会

メンバーは、教員 8 人、事務職員 2 人で構成されており、スポーツ大会、学園祭（平成祭）などの学内諸行事、学生自治会、健康管理、奨学金などの福利・構成活動に教職員が一致協力して当たって支援活動を行っている。具体的な業務（審議）事項は下記の通りである。

- 1, 学生の厚生、補導その他学生の生活上の相談・支援に関すること
- 2, 学生の授業外の諸活動の援助、調整に関すること
- 3, 学生向け広報誌の発行及び配布に関すること
- 4, 学生自治会に関すること 社会人学生及び留学生に関すること
- 5, 奨学金に関すること
- 6, その他学生の生活に関すること

##### ・ 学生支援委員会

メンバーは教員 7 名で構成されており、メンタルヘルスに関する対応、講習会等への参加、啓発活動、情報交換等を行い、学生の相談内容によっては、委員会で報告・検討・予防策等について審議している。学生相談に関しては「学生相談室」を設置し、学生の学業、進路、人間関係、身体的・心理的相談に学内相談員が随時当たっている。相談の内容によっては、外部の専門の医師、看護師、助産師、カウンセラー等に依頼し、相談に応じている。具体的な業務（審議）事項は下記の通りである。

- 1, 学生相談の関すること
- 2, 相談、学務審査事項等の調査及び審査に関すること
- 3, 学生等に対する相談、支援事項の説明に関すること
- 4, その他目的を達成するため必要な事項に関すること

##### ・ 学科等

看護学科においてはチューター制度を導入し、受け持ちの学生に対して学業の指導・相談をはじめ、木目細かな支援を行っている。また、リハビリテーション学科においても「学級担任制」を導入し、学業の指導・相談をはじめとする支援体制を敷いている。

#### ② 学生が主体的に参画する活動（クラブ活動、学園行事、学友会）の支援体制について

##### ・ クラブ活動の現状

看護学科の学生が、平成 21 年 11 月より「SK サークル (Sincerity=誠意、Kindness=親切)」を作り、有志の学生が集まり細々ではあるが活動をしている。活動内容は、日本・インドネシア経済連携協定により来日したインドネシア人看護師候補者に看護学のテキストの漢字に振り仮名をつけたり、音読みの仕方を発音したりするボランティア活動を行いながら、看護学の学習のサポートをしている。

体育系クラブとしてリハビリテーション学科の学生が、平成 22 年 10 月より「平成フアイトクラブ」を結成して活動を始めた。活動内容は、サッカー、フットサル、野球、バレーボールである。グラウンドは黒野キャンパスより少し離れている西秋沢グラウンドで、学生はのびのびと運動をしており、心身ともに学生生活を充実させている。なお、活動支援として短大側より一部補助金の助成を行い、活動を支えている。

今後も学生の活発な活動を支えるために、可能な範囲で施設・設備の充実を図っていきたいと考えている。

- ・ 学生自治会活動

学生自らが運営する学生自治会は、平成医療短期大学と平成医療専門学校が合同で運営している。学生自治会は、学生生活を楽しく充実したものにするために活動している。主な活動内容は、「新入生歓迎会」「スポーツ大会」「学園祭」「卒業生送別会」の行事の担当者を決めて計画的に実施している。

- ・ ボランティア活動

短大あるいは各学科の学生に対して、地域の施設からボランティアの協力依頼が時々ある。医療短期大学の性格上、医療保健関係の施設からの募集であるが、依頼がある場合は、学生に知らせ協力を呼び掛けている。平成 22 年は、特別養護老人ホーム『黒野あそか苑』(8/14)、介護老人保健施設『岐阜リハビリテーションホーム』(8/21) にボランティアとして学生が参加した。これ以外に、短大には届けないが学生が自ら参加しているボランティアもある。地域との交流、学生の社会体験という意味で、ボランティアを通してコミュニケーション技術や人間関係の取り方などの技術が高まっている。

- ・ 学園行事

- 1, スポーツ大会

スポーツ大会は、平成医療短期大学と平成医療専門学院の全学生参加で年 1 回行っている。今年度は、5 月 6 日 (木) に「メモリアルセンター・ふれ愛ドーム」で、親睦・新入生との交流・心身のリフレッシュなどの目的で教員も参加して行った。計画は実行委員 (学生 24 名) と職員 (教員 4 名事務 2 名) のアドバイスのもとに企画・準備が進められ、学生主体で運営された。種目はバレーボールをトーナメント形式で実施した。全てのチームが力いっぱい戦い、また応援も盛り上がり充分目的を達成できた楽しいスポーツ大会であった。毎年継続して実施していきたい行事である。

- 2, 平成祭 (学園祭)

平成祭は、第 2 回目で平成医療専門学院から数えて 27 回目となる。専門学院の伝統を受け継ぎながら、4 学科 (看護学科、リハビリテーション学科、作業療法学科、視能訓練学科) の力を合わせて学園祭を作り上げていきたいという願いと、地域に貢献できる医療職者となるために、地域の人たちと身近に交流を図れることを願い、テーマを『絆 (きずな)』と決めた。早い時期より実行委員 (学生 16 名) が中心となり職員 (教員 9 名事務 2 名) の協力を得て準備を進めた。

広報として、ポスターや生活情報誌への掲載により地域住民の参加も呼びかけ、多数の

参加者とともに楽しく充実した学園祭となった。

主な内容としては、模擬店、バザーやゲーム、グループ「Poco a Poco」によるライブやオカリナ演奏が行われた。例年通り、社会福祉法人「あしたの会」作業所で作られたクッキーの販売や献血車の協力を得てキャンパス内で献血も実施した。

「一般公開講座」としては、岐阜中央病院緩和ケア科の西村幸祐氏に「ホスピスの 10 年一絆に支えられてー」という演題で特別講演を依頼した。また、同時にオープンキャンパスを実施し、4 学科の特徴的な項目を演習形式で公開し地域の人々に平成医療短期大学を紹介した。地域との交流が少しずつ深まっていっていると思われる学園祭となった。

### ③ 休憩空間、保健室、食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティへの配慮について

#### ・ 学生の休息のための施設・空間

学生が授業の合間等に休息し、談話等ができるスペースとして「ラウンジ」や「学生ホール」を A 館の各フロアーに配置している。また、「学生ホール」には飲料水の自動販売機を設置している。

#### ・ 保健室

B 館 1 階に保健室を設置し、学生の病気や怪我等の応急処置に対応している。体調不良を訴える学生がでた場合は、最初に関わった教員が初期対応をし、その後看護学科の教員が対応することとしている。軽い体調不良や傷に対しては一時対応し、状況によって隣接する平野総合病院を受診させている。

#### ・ 食堂

A 館 1 階にバリアフリー型の食堂を備えている。食堂の営業時間は、平日 11：00～14：00 に安価で栄養バランスのよい食事を提供している。当食堂は 148 席を有し、学生や教職員はもとより、隣接する平野総合病院の医師、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、リハビリテーションホームの患者、近隣の住民も利用しており、短大と地域とのつながりが深まりつつある。なお食堂は、食事時間以外は図書室コーナーとして学生の自己学習や交流の場としても有効に活用している。

### ④ 宿舎が必要な学生に適切な支援（学生寮、宿舎の斡旋等）、通学のための便宜（通学バスの運行、駐車場の設置等）について

本学は学生寮を有していない。学生の大部分が自宅通学であるが下宿・アパート等の必要な学生には大学から近い不動産会社を紹介している。学生寮の整備の取り掛として、大学が借り上げたアパート 5 室を平成 23 年度の入学生から貸し出すことが決定している。自宅通学の学生には車で通学する学生も多く、現在は不動産会社が紹介する駐車場で何とか間に合っている状況である。大学には駐車場スペースが無く駐車場の整備は今後の検討課題である。

### ⑤ 奨学金等、学生への経済的支援のための制度について

本学で取り扱っている主な外部奨学金は、日本学生支援機構奨学金および医療法人社団誠広会・看護学生奨学資金である。医療法人社団誠広会の奨学金は、本学が所属している誠広会グループの奨学金であり、本学の学生は優先して受給できる。また、日本学生支援機構奨学金との併給も可能で、経済的に苦しい学生への支援として有効である。平成 22

年度の奨学金取得率は、看護学科 62%、リハビリテーション学科 37%である。なおその他の奨学金については、短大事務局に届出をしていない学生もあり、奨学金取得率はさらに高いものである。

平成 22 年度奨学金の取得人数

奨学金の種類	看護学科		リハビリテーション学科	
	1 年生	2 年生	1 年生	2 年生
日本学生支援機構奨学金	18 名	9 名	14 名	17 名
医療法人社団誠広会・看護学生奨学資金	42 名	31 名	—	—

#### ⑥ 学生の健康管理、定期健康診断、メンタルケアやカウンセリングの体制について

定期健康診断は年度初めの 4 月に全学生を対象に実施している。誠広会グループの平野総合病院にて身体検査と内科健診を行い、要精密検査の必要な学生は、各診療科の協力を要請している。

メンタルケア・カウンセリングの体制については、メンタルケア・カウンセリングを行うための組織として、学長直属の組織としての「学生支援委員会」を設置し、学生生活からメンタルの面に関する方策について検討することとしている。委員会の開催は、1 か月に 1 回程度としている。また、各学科からの事例を報告し検討するために「事例記入シート」を作成した。委員会に報告された事例は、11 例で、実習、人間関係、健康、成績、学費などであった。

また、日頃の学生生活における様々な悩みに対する助言等を行うために「学生相談室」を設置し、学生の学業、進路、人間関係、身体的・心理的相談に学内相談員が随時当たっている。相談の内容によっては、外部の専門の医師、看護師、助産師、カウンセラー等に依頼し、相談に応じている。相談の方法は、直接面接の他、電話、メールでも実施している。相談件数は月に、数件である。

#### 学生相談室

- ◆開設日時 : 毎週月曜日 8:30～17:00
- ◆開設場所 : C 館 1 階 学生相談室
- ◆できる限り事前予約が望ましい。開設日時以外にも随時相談が可能であるが、その際にも事前予約が必要である。

#### ⑦ 学生支援のための学生個々の情報管理について

看護学科においては、チューター制をとり、学生の生活状況、学業状況に関する相談や指導状況を記録しており、それは担当教員の厳重な管理のもとに保管されている。

リハビリテーション学科においても、担任制をとり、看護学科と同様の内容を記録し、学科の厳重な管理のもとに鍵の掛かる棚に保管している。

#### ⑧ 学生生活に関する学生の意見や要望の聴取について

看護学科のチューター教員やリハビリテーション学科の担任教員が、個々の相談の中で

意見や要望を聞いている。しかし教員に打ち明けられない学生もいることから、今後は学生が意見を述べやすい方法を検討していきたい。

**【評価項目 4】進路支援が行われていること**

(評価の観点)

就職支援のための教職員の組織について

本学は新設で卒業生はまだ輩出していない。現在は各施設からの就職案内をファイルして図書室で閲覧できるようにしている。しかし、1年生の時点でも就職に関する相談があり教員が個々に対応している。本年度より就職担当の教員を決め今後の対策を検討し始めた。今後は、学生の就職に関して就職先の開拓、学生への案内、学生からの相談を受け付ける体制を整備している段階である。

**【評価項目 5】多様な学生に対する特別な支援が行われていること**

(例：留学生・社会人・障害者・長期履修生等)

社会人学生の学習支援体制について

社会人学生に対しては、まず入学準備教育において、授業内容、学生生活等の情報を十分に提供し、入学後の学生生活の不安要因を解消してスムーズな移行ができるよう努めている。

また、入学後の支援体制として、チューター制、担任制をとることにより、個々の社会人学生が直面する問題に対して、きめ細かく対処し、助言等を与えるなどして問題解決を図っている。

< VI 研究 >

【評価項目1】教員の研究活動が展開されていること

(評価の観点)

① 教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）について

万事において多忙な開設初年度という条件を考慮すれば、個人差は認められるものの、各教員の努力は十分認められる。詳細な内容については、「平成22年度 平成医療専門学院 平成医療短期大学 紀要第4号」にゆずるが、専任教員の研究状況を以下に示しておく[表1]。

[表1] 平成22年(平成22年4月～23年3月まで)の専任教員研究状況

学科等名	氏名	研究業績					国際的 活動の 有 無	社会的 活動の 有 無	備考
		職名	著作数	論文数 ※	学会等 発表数※	その他			
看護学科	徳川早知子	教授						3	
	高木 繁子	教授		1				2	
	山崎 雅代	教授						2	
	磯野日出男	教授							
	西澤 康夫	教授		1	1		1	1	
	今井 七重	准教授	3	2	7		1	2	
	梶間 和枝	准教授							
	小玉ひとみ	講師		1					
	近藤 邦代	助教		1					
	松野ゆかり	助教	1		1				
リハビリ テーショ ン学科	松井いづみ	助教							
	今泉 寛	教授							
	堀 信宏	教授		1	1			2	
	吉田 岸子	教授		1					
	長谷部武久	准教授							
	山田みゆき	講師						1	
	田島 嘉人	講師							
辻 圭一	助教		2						

※「論文数」「学会等発表数」については、筆頭のみ記載

② 教員各個人の研究活動状況の公開について

各教員の研究活動の成果は「平成医療専門学院 平成医療短期大学 紀要 第4号（平成23年3月）」の巻末に研究活動業績一覧として公開している。また、紀要への投稿、本学のFD委員会が主催した研修会等により、教員が相互に活動状況を把握することができる。

③ 科学研究費補助金等の申請・採択、研究費の外部からの調達について

本年度は開設初年度であり、研究費運用要綱の作成にとどまった。科学研究費補助金の応募にはいたっていない。次年度の外部研究費獲得に向け、外部研究費調達のための整備

を進めているところである。

④ 教員あるいは教員グループの担当授業科目に関する研究や教育実践、その成果について

平成22年度発行の紀要には、各学科で行われた教育を主題とした共同研究などがまとめられている。授業科目に関する研究は、「平成医療専門学院 平成医療短期大学 紀要」に投稿することが奨励されている。各学科の教授が中心となり、共通した研究テーマに対して教員相互に協力できるよう整備を進めている。前記したFD委員会主催の研修会では教育内容、手法等の報告を行い、全教員が自由に討論を行うことができる。

**【評価項目2】 研究活動の活性化のための条件整備が行われていること**  
(評価の観点)

① 教員の研究に係る経費の支出について、研究経費の規定の整備について

各学科とも平成医療短期大学研究費運用規程に基づき運営されている。学科研究費及び個人研究費については、予算の範囲内で年度毎の配分となっている。学科研究費、個人研究費とも必ずしも充分とは言えないが、両研究費とも次年度に持ち越すことができ、計画的な研究活動に対する支援がなされている。

② 教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）について

教員の資質維持・向上を目指しつつ、FD委員会主催の研修会を実施し、これを教育に関連した発表の場として位置づけている。また、本学では専門学校から継続して研究紀要作成を行い、本年度は25題の論文を掲載した「平成医療専門学院 平成医療短期大学 紀要 第4号（平成23年3月）」を発刊している。

③ 教員の研究に係る機器、備品、図書等について

短期大学設立に伴い、各学科に新たな機器・備品を配備している。教員全員がパソコンを持ち、LANにより情報の共有／交換を図っている。図書については、専門学校蔵書12,651冊に寄贈書を含む2,459冊を新たに加えて整備した。研究に係る機器、備品、図書等は教員研究費によって、各自が整備している。

④ 教員が研究を行うにふさわしい教員室、研究室または研修室の整備状況について

講師以上には、個別の研究室（約20㎡）を用意している。研究室には、机・イス・書棚・書架・ロッカー・パソコン・プリンター・エアコン等の備品を整備し、教育研究に支障がないよう配慮している。また、助手2名には共同研究室を用意している。

⑤ 教員の研究日（研修日）等、教員が研究を行うに十分な時間の確保への配慮について

公務に支障のない範囲で自宅研修または学外研修日を定めている。本年は開設初年度であり学内実習（演習）や学外実習、各委員会活動等の教育体制整備に多くの時間を割かねばならなかった。そのため、研究時間が圧迫されている現状が伺える。完成年度に向け、徐々に研究にあてる時間についても余裕が生まれることが期待される。

< VII 管理運営 >

【評価項目1】 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立していること  
(評価の観点)

① 学校法人の運営全般についての理事長のリーダーシップについて

学校法人誠広学園の運営は、寄付行為及び教育関係各法令に基づき理事会に諮り決定しているが、理事長は本学校法人を代表し、その運営業務全般を総理している。(寄付行為第15条) また、理事会の包括的授権に基づき、理事長、常任理事(学長)、常務理事(学校法人事務局長兼短期大学事務局長)をもって構成される常任理事会を設けている。常任理事会は、理事長のリーダーシップのもと大学の管理運営に関する重要事項の検討、日常の業務の決定を行っており、適切な運営体制が取られている。

② 理事会は寄附行為の規定に基づいて開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されているか

寄附行為に基づき、役員を選任、理事会の開催を行っており、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。役員及び理事会の開催状況は次のとおりである。

・平成22年度の法人役員

理事長 平野喜美子 (評議員会選任)  
 理事 磯野日出夫 (学長)  
 理事 平野 智久 (評議員会選任)  
 理事 梶間 敏彦 (評議員会選任)  
 理事 高田 信幸 (評議員会選任)  
 理事 田口幸太郎 (評議員会選任)  
 理事 本田 修也 (学識経験者)

(定数7名、実数7名)

監事 岩田 敏男  
 監事 小縣 貢

(定数2名、実数2名)

理事会開催状況 (平成21年度～平成22年度)

年月日	主な議事内容	定員 (実員)	出席者 (委任状)
平成21年5月22日	・21年度収支補正予算 ・評議員の推薦 ・20年度収支決算及び事業報告 ・平成医療短期大学学則の一部改正 ・平成医療専門学院学則一部改正 ・給与規程の一部改正	7 (7)	7 (0)
平成21年11月16日	・21年度収支補正予算 ・平成医療専門学院看護学科看護師2年課程通信制の廃止	7 (7)	6 (1)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成医療専門学院学則一部改正</li> <li>再雇用教職員規程の設置</li> </ul>		
平成 22 年 3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>21 年度収支補正予算</li> <li>22 年度収支予算及び事業計画</li> <li>運営資金の借入</li> <li>評議員の推薦</li> <li>諸規程の設置及び改正</li> </ul>	7 (7)	6 (1)
平成 22 年 5 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>評議員の推薦</li> <li>21 年度収支決算及び事業報告</li> <li>平成医療短期大学学則の一部改正</li> <li>教職員の兼業規程の設置</li> <li>平成医療短期大学奨学生募集要項、平成医療専門学院奨学生募集要項の一部改正</li> </ul>	7 (7)	5 (1)
平成 22 年 11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成医療専門学院の看護師養成所指定取消</li> <li>平成医療専門学院の理学療法士養成所指定取消</li> <li>平成医療専門学院学則の一部改正</li> <li>短期大学校舎の一部変更</li> <li>平成 22 年度収支補正予算</li> <li>定期預金の解約</li> <li>学校法人誠広学園預り金規程の設置</li> <li>研究活動に係る不正防止に関する規程の設置</li> <li>平成医療短期大学学科長選考規程の設置</li> </ul>	7 (7)	

### ③ 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っているか

監事の業務は、寄附行為第 8 条に定められている。監事は、理事会に毎回出席し法人の状況の説明を受け、意見を述べるとともに、法人の業務、財産の状況を監査し、毎会計年度終了後に監査報告書を作成、理事会、評議員会に提出しており、寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

これまで、不適切な業務執行や法令違反、財産管理、会計手続きの不正行為等の指摘はなく、適切に業務運営がなされていると報告されている。

### ④ 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催され、理事会の諮問機関として適切に運営されているか

評議員及び評議員会の開催状況は次のとおりであり、寄附行為の規定に基づいて適切に開催され、理事会の諮問機関としての機能を果たしている。

#### ・平成 22 年度の評議員

評議員	平野喜美子	評議員	杉本 一平
評議員	磯野日出夫	評議員	玉木 吉郎
評議員	平野 智久	評議員	畑 裕子
評議員	梶間 敏彦	評議員	徳川早知子

評議員 高田 信幸                      評議員 平野 恭弘  
 評議員 田口幸太郎                    評議員 堀 信宏  
 評議員 鷺見 高光                    評議員 辻田 政昭  
 評議員 横井 昌彦                    評議員 松井 康樹

(定数 16 名、実数 16 名)

評議員会開催状況 (平成 21 年度～平成 22 年度)

年月日	主な議事内容	定員 (実員)	出席者 (委任状)
平成 21 年 5 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 年度収支補正予算</li> <li>・ 評議員の推薦</li> <li>・ 20 年度収支決算及び事業報告</li> <li>・ 平成医療短期大学学則の一部改正</li> <li>・ 平成医療専門学院学則一部改正</li> <li>・ 給与規程の一部改正</li> </ul>	16 (16)	11 (3)
平成 21 年 11 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 年度収支補正予算</li> <li>・ 平成医療専門学院看護学科看護師 2 年課程通信制の廃止</li> <li>・ 平成医療専門学院学則一部改正</li> <li>・ 再雇用教職員規程の設置</li> </ul>	16 (16)	11 (4)
平成 22 年 3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 年度収支補正予算</li> <li>・ 22 年度収支予算及び事業計画</li> <li>・ 運営資金の借入</li> <li>・ 評議員の推薦</li> <li>・ 諸規程の設置及び改正</li> </ul>	16 (16)	12 (3)
平成 22 年 5 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議員の推薦</li> <li>・ 21 年度収支決算及び事業報告</li> <li>・ 平成医療短期大学学則の一部改正</li> <li>・ 教職員の兼業規程の設置</li> <li>・ 平成医療短期大学奨学生募集要項、平成医療専門学院奨学生募集要項の一部改正</li> </ul>	16 (16)	14 (2)
平成 22 年 11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成医療専門学院の看護師養成所指定取消</li> <li>・ 平成医療専門学院の理学療法士養成所指定取消</li> <li>・ 平成医療専門学院学則の一部改正</li> <li>・ 短期大学校舎の一部変更</li> <li>・ 平成 22 年度収支補正予算</li> <li>・ 定期預金の解約</li> <li>・ 学校法人誠広学園預り金規程の設置</li> <li>・ 研究活動に係る不正防止に関する規程の設置</li> <li>・ 平成医療短期大学学科長選考規程の設置</li> </ul>		

⑤ 理事の構成について

理事は、前述のとおり寄附行為に基づき選任されており、著しい偏りはなくその構成に問題はない。

【評価項目2】 教授会等の短期大学の運営体制が確立していること  
(評価の観点)

① 学校法人の運営全般についての学長のリーダーシップについて

学長は、本学校法人誠広学園の常任理事でもあり、常任理事会、理事会のメンバーとして短期大学の運営全般に関わっている。また、教授会を招集し、その議長となり、教授会で審議する議題等の事前調整・検討や教授会の下に設置される学内委員会活動を指揮し、本学の教育研究活動に取り組んでおり、リーダーシップを十分に発揮している。

② 教授会は学則等の規定に基づいて開催され、短期大学の教育研究上の審議（諮問）機関として適切に運営されているか

教授会は、学則第7条の規定に基づき教授会規程を設け運営している。教授会の審議事項は、1、学則及び諸規程、2、教育、3、学生の試験及び単位の認定、4、入学、退学、転学、休学、卒業、除籍、賞罰等及び学生の身分、5、学生の生活指導、6、学術及び研究、7、教育職員の人事、8、その他本学の運営に関する事項である。構成は、学長、教授、准教授、講師及び助教となっている。教授会は毎月第4火曜日に定例開催し、教育研究上の課題について審議しており、その役割を果たしている。

教授会開催状況（平成21年度～平成22年度）

開催年月日	主な議案	出席数 (構成数)
平成21年 4月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会について</li> <li>・入学前既修得単位等の単位認定について</li> </ul>	14名 (18名)
5月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報委員会（オープンキャンパスについて）</li> <li>・学生委員会（学園祭とオープンキャンパスについて）</li> <li>・入試試験委員会（平成22年度入試日程等について）</li> <li>・研究委員会（研究費運用規程等について）</li> </ul> </li> </ul>	13名 (18名)
6月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生委員会(学園祭について)</li> <li>・FD委員会（今年度の活動計画について）</li> <li>・学生支援委員会（活動状況について）</li> <li>・学務委員会（前学期定期試験の実施要領について他1件）</li> </ul> </li> </ul>	13名 (18名)
7月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価委員会（自己点検・評価活動の取組について）</li> <li>・FD委員会（FD講演会について）</li> <li>・学生委員会(学園祭について)</li> </ul> </li> </ul>	12名 (18名)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書室運営委員会（図書室の運営等について）</li> <li>・学務委員会（定期試験について）</li> </ul>	
8月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会関係</li> <li>・学生委員会(学園祭について)</li> <li>・学務委員会（前学期再試験時間割について他2件）</li> </ul>	9名 (18名)
9月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会関係</li> <li>・自己点検・評価委員会（自己点検・評価活動の取組について）</li> <li>・FD委員会（第2回講演会について他2件）</li> <li>・学生委員会(学園祭について)</li> <li>・実習教育運営委員会（委員会運営について）</li> <li>・学務委員会（前学期定期試験成績発表後の学生の声に関して他3件）</li> </ul>	14名 (18名)
10月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会関係</li> <li>・FD委員会（第2回講演会について他2件）</li> <li>・学生委員会(スポーツ大会について他2件)</li> <li>・学務委員会（再試験の不合格者の対応について他3件）</li> </ul>	13名 (18名)
11月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会関係</li> <li>・FD委員会（研修会について他1件）</li> <li>・研究委員会(紀要について)</li> <li>・学務委員会（平成22年度行事計画(案)について他2件）</li> </ul>	10名 (18名)
12月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会関係</li> <li>・学務委員会（平成22年度行事計画について他3件）</li> <li>・FD委員会（学生による授業評価について）</li> <li>・学生委員会（平成22年度第27回学園祭について）</li> <li>・研究委員会（紀要について）</li> <li>・実習教育運営委員会（感染症に関する抗体検査について）</li> </ul>	16名 (18名)
平成22年 1月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会関係</li> <li>・学務委員会（後学期の定期試験問題の依頼及び試験監督について他3件）</li> </ul>	12名 (18名)
2月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤講師の兼業の取扱について</li> <li>・学内委員会関係</li> <li>・学内委員会の構成について</li> <li>・研究委員会（紀要について）</li> <li>・学務委員会（平成22年度教育課程の変更について他1件）</li> <li>・実習教育運営委員会（実習依頼について）</li> </ul>	14名 (18名)
3月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会関係</li> <li>・FD委員会（授業評価アンケートについて）</li> <li>・実習教育運営委員会（実習施設連絡会議の開催について）</li> <li>・学務委員会（平成22年度各学科の学事予定について他4件）</li> </ul>	13名 (18名)
4月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度学内委員会の構成について</li> <li>・学内委員会関係</li> </ul>	17名 (23名)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FD委員会（平成22年度第1回講演会等について）</li> <li>・学務委員会（平成22年度1年次生前学期履修登録について他1件）</li> <li>・自己点検・評価委員会（自己点検・評価書（素案）について）</li> </ul>	
5月25日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度学内委員会の構成について</li> <li>・学内委員会関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・FD委員会（本年度の活動計画（案）等について）</li> <li>・学務委員会（既修単位認定後の申請者からの申出について）</li> </ul> </li> </ul>	17名 (23名)
6月22日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度学内委員会の構成について</li> <li>・学内委員会関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・FD委員会（授業評価アンケートの準備について他2件）</li> <li>・学生委員会（第27回平成祭について）</li> <li>・学生委員会（スポーツ大会について）</li> <li>・学務委員会（前学期定期試験に関する時間割・試験監督について他1件）</li> </ul> </li> </ul>	18名 (23名)
7月27日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・FD委員会（研修会の開催について）</li> <li>・学務委員会（看護学科科目担当教員の追加について）</li> </ul> </li> </ul>	16名 (23名)
8月24日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学務委員会（平成22年度前学期再試験の時間割について他4件）</li> </ul> </li> </ul>	14名 (23名)
9月28日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除籍について</li> <li>・学内委員会の構成について</li> <li>・学内委員会関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究委員会（公的研究費の運営・管理体制について）</li> <li>・学生委員会（第27回平成祭について）</li> <li>・学務委員会（平成22年度前学期再試験後の結果について他1件）</li> </ul> </li> </ul>	16名 (23名)
10月26日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内委員会関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・FD委員会（平成22年度前学期授業評価アンケートの処理について他2件）</li> </ul> </li> </ul>	21名 (23名)
11月24日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期大学校舎の一部変更について</li> <li>・平成医療短期大学学科長選考規程の設置について</li> <li>・学内委員会関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究委員会（紀要について）</li> <li>・学生委員会（第27回平成祭について）</li> <li>・学務委員会（休学について他1件）</li> </ul> </li> </ul>	22名 (23名)

③ 学長もしくは教授会のもとに教育上の委員会等が設置され、規程に基づいて適切に運営されているか

短期大学の円滑な運営を行うため、学則第8条に基づき各種学内委員会が設置され、専任教員、事務職員が配置されている。委員会は定例又は必要の都度開催され、所管事項を審議し、実行している。審議された事項は教授会に報告、説明され、重要事項についてはは

審議・決定される。各委員会とも適正に運営され、所管事項を順調に推進している。

平成 22 年度学内委員会の構成

委員会名	審議事項	組織	正・副委員長
1 学務委員会	1 教育課程の編成及び授業 2 授業科目の担当 3 授業科目の試験及び学業成績 4 修学指導、教育方法の改善 5 休学、復学、退学、除籍、進級、卒業等	1 委員長 教授会選出 2 副委員長 教授会選出 3 看護学科選出 2 名 4 リハビリテーション学科選出 2 名 5 その他	(正) 高木 繁子  (副) 長谷部 武久
2 広報委員会	1 広報活動基本事項の策定と推進 2 広報誌等の編集、作成 3 ホームページの編集管理 4 その他広報活動	1 委員長 教授会選出 2 副委員長 教授会選出 3 看護学科選出 2 名 4 リハビリテーション学科選出 2 名 5 その他	(正) 長谷部 武久  (副) 今井 七恵
3 自己点検・評価委員会	1 自己点検・評価に関すること 2 国の認証評価機関が行う評価 3 外部評価 4 公表、改善等	1 委員長 教授会選出 2 副委員長 教授会選出 3 看護学科選出 2 名 4 リハビリテーション学科選出 2 名 5 その他	(正) 西澤 康夫  (副) 長谷部 武久
4 FD 委員会	1 FD に関する活動を企画、実施、支援、推進 2 FD の情報推進	1 委員長 教授会選出 2 副委員長 教授会選出 3 看護学科選出 2 名 4 リハビリテーション学科選出 2 名 5 その他	(正) 吉田 岸子  (副) 熊田 ますみ
5 倫理委員会	1 研究における倫理の基本事項 2 研究計画書の倫理上の審査	1 委員長 教授会選出 2 副委員長 教授会選出 3 看護学科選出 2 名 4 リハビリテーション学科選出 2 名	(正) 長谷部 武久  (副) 梶間 和枝
6 学生委員会	1 学生の厚生、補導その他相談支援 2 授業外の諸活動の援助、調整 3 学生の賞罰 4 学生向け広報、学友会 5 学生の安全、保健、奨学金	1 委員長 教授会選出 2 副委員長 教授会選出 3 看護学科選出 2 名 4 リハビリテーション学科選出 2 名 5 その他	(正) 松宮 良子  (副) 吉田 岸子
7 実習教育運営委員会 看護学科 リハビリテーション 学科理学療 法専攻別	1 実習教育方針・基準、運営、予算 2 実習計画の策定、実施 3 実習施設開拓、依頼 4 実習評価、単位認定 5 実習指導者連絡、講習会	1 委員長 教授会選出 2 副委員長 教授会選出 3 看護学科選出 2 名 4 リハビリテーション学科選出 2 名 5 事務局長その他	(正) 今井 七重  (副) 堀 信宏

8 研究委員会	1 専任教員の研究方針、実施計画 2 研究活動の評価、結果報告 3 研究助成費用の使途 4 本学外からの研究助成費用の配分 5 紀要の編集、発行等	1 委員長 教授会選出 2 副委員長 教授会選出 3 看護学科選出1名 4 リハビリテーション学科選出1名 5 その他	(正) 堀 信宏  (副) 徳川 早知子
9 図書室運営委員会	1 図書室の管理運営 2 図書室予算、配分調整 3 図書室の諸規程 4 図書室の資料の購入、蔵書構成	1 委員長 教授会選出 2 副委員長 教授会選出 3 看護学科選出1名 4 リハビリテーション学科選出1名 5 その他	(正) 林 由美子  (副) 山田 みゆき
10 学生支援委員会	1 学生相談 2 相談、学務審査事項等の調査、審査 3 学生等に対する相談、支援事項の説明	1 委員長 教授会選出 2 副委員長 教授会選出 3 看護学科選出1名 4 リハビリテーション学科選出1名 5 その他	(正) 今泉 寛  (副) 小玉 ひとみ
11 入試試験委員会	1 学生募集、要項その他書類 2 入学試験の広報活動 3 学力検査科目、実施方法 4 入試問題の出題、採点委員 5 合否判定基準、合格者案の作成	1 委員長 教授会選出 2 副委員長 教授会選出 3 看護学科選出2名 4 リハビリテーション学科選出2名 5 その他	(正) 長谷部 武久  (副) 徳川 早知子

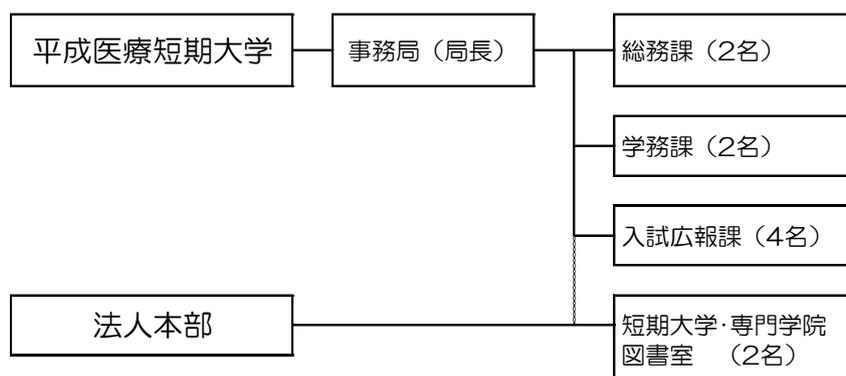
【評価項目3】事務組織が整備されていること

(評価の観点)

① 短期大学の事務部門の規模、事務職員の任用は適切に行われているか

事務局の組織、事務分掌は事務組織規程に次のとおり定められており、短期大学の事務部門の業務に対応できる体制となっている。図書室については、学校法人誠広学園が併設する平成医療専門学院の図書室と共用であるため、図書室長を法人本部事務局長が兼務している。事務職員の任用は、職員任免規程に基づき適正に行われている。

・ 事務組織



・ 事務分掌

課	事務分掌
総務課	1 会計経理、予算、決算、人事、給与及び福利厚生に関すること 2 施設設備及び備品の整備、管理に関すること 3 諸規程の制定、改廃に関すること 4 認可、届出及び調査に関すること 5 学納金の納入管理に関すること 6 研究費、学生預り金等の管理に関すること 7 教授会、学内委員会の事務に関すること 8 補助金、文書の管理、その他他課に属さないこと
学務課	1 履修、教務及び臨床実習等の事務に関すること 2 学生の各種証明、奨学金、保健に関すること 3 学籍簿、成績原簿等の管理システムに関すること 4 学生の入学、退学、休学等の願、届出に関すること 5 学内委員会の事務に関すること
入試広報課	1 学生募集に関すること。 2 広報宣伝に関すること。 3 入学試験に関すること。 4 広報委員会の事務に関すること。 5 入学試験委員会の事務に関すること。
短期大学・専門学院図書室 図書担当	1 図書室の管理に関すること 2 図書の収集、整理、貸出等に関すること 3 資料・情報収集に関すること 4 図書委員会の事務に関すること

② 事務部門は事務諸規程等を整備し、それらの規程に基づいて適切に業務を行っているか  
 諸規程は次のとおり整備されており、それらの規程に基づき適切に業務が行われている。

寄附行為、組織・運営関係	人事・服務関係	経理・施設管理関係
寄附行為	就業規則	経理規程
寄附行為実施規則	職員任免規程	経理規程施行細則
理事会業務委任規則	職員給与規程	固定資産・物品管理規程
常任理事会設置規程	退職金規程	施設使用規程
事務組織規程	旅費規程	資金管理規程
文書取扱規程	旅費規程細則	預り金規程
公印規程	定年規程	
個人情報保護規程	特定有期雇用教職員就業規則	
情報公開規程	特定有期雇用教職員給与規程	
公益通報に関する規程	役員の報酬等に関する規程	
セクハラ防止委員会規程	再雇用教職員規程	
	安全衛生規程	
	教職員の兼業規程	

### ③ 事務室、情報機器、施設・備品等の整備について

短期大学開設に伴い建設した A 館に、事務室、印刷室等が整備されているほか、E 館には印刷機、帳合機、大型プリンターが整備されている。各事務職員は、1 人 1 パソコン体制となっているほか、特定のシステム専用のパソコンを設置しており、事務処理体制は整備されている。また、業務用自動車が 2 台配置され、一般事務、広報業務に効率的に利用できる体制が整備されている。

### ④ 決裁処理について、公印や重要書類・データの管理、防災対策、情報システムのセキュリティ対策について

事務関係諸規程に基づき、決裁処理、文書保管等が適切に行われている。防災体制としては、事務室に民間警備会社のセキュリティシステムを設置しているほか、緊急連絡体制を整え、年 2 回の消防訓練等を行っている。情報システムについても、民間セキュリティシステムを利用している。

### ⑤ 事務職員及びその組織に対するは学生からの支持・信頼について

学生との接点の大半を占める窓口業務において、学生を対等の社会人として扱い、言葉使い、態度に留意し接している。学生からの相談等にも親切的確に応じている。学生数がそれほど多くないこともあり、こうした日常の業務執行を通じて、学生との信頼関係は確保されている。

### ⑥ 事務部門に SD 活動等を行う組織を設け、日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力しているか。具体的には事務職員の能力開発、事務能力の向上のため内部研修、外部への研修が活発に行われているか。

開学間もない組織でもあり、日常的な業務見直し等の活動までは対応しきれていない部分はあるが、限られた人的資源を有効に活用するため、職員研修を積極的に行い、能力開発、能力向上に努めている。

#### ・ 内部研修

##### 1, 短期大学に係る教育関係事務研修 (11 回)

関係法規、教育課程と履修、各種届出事務、学校法人会計等について各担当者が事務職員を対象に研修

#### ・ 外部研修

##### 1, パソコン研修

各若手職員が各々修得したい分野 (1 コース : 7 回程度) を受講

##### 2, 短期大学協会等が行う研修会への参加

### 【評価項目 4】 人事管理が適切に行われていること

(評価の観点)

### ① 教職員の就業に関する規程 (就業規則、給与規程等) の整備と、それらを教職員に周知するとともにそれらの規程に基づいて適正に処理しているか

教職員の就業に関しては諸規程を整備 (【評価項目 3】の②に記載のとおり) し、適正に運営している。また、各学科、事務局に法規集を備え付けるとともに、電子ファイルを各

教職員に配布し周知している。

#### ② 学校法人（理事長、理事会）と教職員間の協力体制について

学校法人誠広学園は、平成医療短期大学のほか平成医療専門学院を設置・運営している。短期大学については、教授会において、学校法人の方針、状況等について適宜説明、情報提供されており、組織規模が小さいこともあり、意思疎通が図られ協力体制が整っている。

#### ③ 教員と事務職員間の協力体制について

学内委員会活動を通じて教員と事務職員が緊密に連携する環境が醸成されている。特に、学内行事（スポーツ大会、学園祭、オープンキャンパス等）や入学試験、ガイダンスにおいて役割分担を行い、事業の推進にあたっており、互いの意思疎通、連携体制はとれている。こうした環境がベースとなって、日常的な大学運営にかかわる諸業務の推進においても円滑な協力体制がとれている。

#### ④ 教職員の健康管理、就業環境の改善、就業時間の順守等について

教職員に対し、年1回の定期健康診断を実施するとともに、希望者に対し人間ドックを実施し、健康の保持・増進に努めている。また、希望者にはインフルエンザ予防接種を斡旋している。就業環境の整備にも配慮し、教員全員の個人研究室を確保している。代休制度を徹底し、就業時間が過重になることのないよう配慮している。

## < VIII 財 務 >

### 【評価項目 1】財務運営が適切に行われていること

(評価の観点)

① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定しているか。また、決定した事業計画と予算は速やかに関係部門に伝達しているか。

現在は、短期大学の設立認可時における計画に基づき大学運営を行っている。今後完成年度を迎え、大学として体制が整い次第、取り組むこととしている。

② 年度予算は、適正に執行されているか。日常的な出納業務は円滑に実施され、所管担当責任者を経て理事長に報告されているか。

予算は、経理規程、経理規程施行細則、固定資産・物品管理規程、資金管理規程等に基づき適正に執行している。毎月末、月次試算表を取りまとめ、理事長に報告するほか、毎月行っている常任理事会において随時報告している。

③ 決算終了後の計算書類、財産目録等は、法人の経営状況及び財政状態を適正に表示しているか。これに係る監事の機能は有効に働いているか。また、公認会計士の監査意見への対応は適切か。

決算終了後に作成する計算書類、財産目録等は経営状況及び財政状況を適正に表示しており、問題はない。監事には、理事会等において随時経営状況等を報告しており、決算時の監査を含め有効に機能している。

また公認会計士については、平成 23 年度から依頼することとしている。

④ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用については、資産等の管理台帳、資金出納簿などに適切な会計処理に基づいて記録され、安全かつ適正に管理されているか。また、寄付金の募集及び学校債の発行は適切か。

資産及び資金の管理については、資金管理規程に基づき適正かつ安全に行われている。資産及び資金に係る帳票は、適正な手続きにより正しく記載されている。

また、寄付金の募集、学校債の発行は該当がない。

⑤ 月次試算表が毎月適時に作成され、財務担当責任者を経て理事長に報告されているか

②に記載のとおり、月次試算表は毎月作成し理事長に報告している。

⑥ 改正私立学校法の規定に基づいた財務情報の公開について

平成 24 年 4 月から、ホームページで公開するよう準備中である。

### 【評価項目 2】財務体質が健全であること

【評価項目 3】 必要な施設設備が整備され、その管理が適切に行われていること  
(評価の観点)

① 固定資産管理規程、図書管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等の財務諸規程を含め整備し、施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を適切に管理しているか

備品、資産等は、以下の諸規程に基づき適正に管理されている。

- 1, 固定資産・物品管理規程
- 2, 経理規程
- 3, 経理規程施行細則

② 施設設備の維持管理について、火災等災害対策、防犯対策、避難対策に対処した整備及び定期的な点検訓練がなされているか。コンピュータシステムのセキュリティ対策は適切か。

・ 火災等の災害対策

消防法に基づき防火管理者を定め、年 2 回消防訓練を実施している。非常時に備えて、学内の緊急時連絡網を作成し、配布している。

消防設備は法令に基づき整備し、保守点検等を適切に行い災害対策に配慮している。また、水害による重要書類の被災を避けるため、保管場所を見直す等の対策を講じている。

・ 防犯対策

短期大学事務室は重要書類、個人情報保管されていることから、アルソックの警備システムを導入している。また、学校法人誠広学園の設置する平成医療専門学院の校舎も含め、近隣住民に委託し、夜間の巡回警備を行っている。

・ コンピュータのセキュリティ対策等

事務の効率化を図るため全職員 1 人 1 パソコンを配置している。セキュリティ対策は市販のウイルスソフトによっている。

なお、学生の個人情報等の補完については、施錠できる金庫に保管するなど適切な管理に配慮している。

③ 施設設備の維持管理における、省エネ・省資源対策、地球環境保全の配慮について

国の行う省エネ運動に呼応し、節電、節水等を学内に呼び掛け、節減に努めている。また、地球環境に配慮した消耗品等の購入に努めている。

## < IX 改革・改善 >

【評価項目1】自己点検・評価活動の実施体制が確立していること  
(評価の観点)

### ① 自己点検・評価のための規定および組織整備と定期的な自己点検・評価の実施について

本学は、平成21年4月、看護学科、リハビリテーション学科の両学科を擁する短期大学として開学したばかりであるが、開学に先立って自己点検評価委員会規約をつくり、開学と同時に委員を委嘱して自己点検・評価を行う体制を作った。こうして生まれたのが自己点検評価委員会（以下、委員会）であり、発足したばかりの委員会は、4月以降、月1回程度定期的に会合を重ねるが、まず、自己点検・評価の意味と、与えられた任務の内容を確認した。

委員会は、自己点検評価という作業が、日本のすべての大学にとって、いまや経営の根幹にさえなってきた経緯と、その国際社会的背景や淵源を学び知るに及んで、その作業を下支えすべき普遍的な高等教育の理念をしっかりと理解・吸収した上で、本学として何をなすべきかを考えた。

大学に求められる自己点検評価は、各大学が、優れた高等教育機関として広く社会に認知されることを期して行われる基本作業であり、大学経営の実態は、その様々な取組や努力を含めて、第三者評価機関の公平かつ厳しい評価に耐えるものであることが期待されている。したがって、大学は各々、自らが掲げた高い目標に向かって教育体制を整えるとともに、教育の実が上がるよう、教育環境の充実・改善に絶えず取り組まなければならない。

本学は、開学間もない3年制の短期大学であることから、完成年度の3年後が自己点検作業の重要な節目となる。逆にそれまでは、当初に掲げた理念や教育体制に則って大学経営を行うべきであり、掲げたばかりの目標や体制を大きく変えることは許されず、また実際にもあまり意味がないと考えられる。しかし本学で学ぶ学生や教職員にとって、現行の教育体制や現在の教育環境が、果たしてこのままでよいのか、また、日々の実践を踏まえた今後の発展形態はどうあるべきか、などについて反省し、あるべき将来のヴィジョンを思い描くことは、これと矛盾しないばかりか、むしろ必要である。

そこで委員会は、第三者評価機関から送られてくる評価項目一覧を記したパンフレットを参照しつつ、具体的な自己点検項目の検討に入った。

最初の1年は、思い切って目標を絞り、学生支援、FD、図書館の三つに主として取り組むことにした。当初、委員会のメンバーとして委嘱を受けたどの委員も明らかに経験不足であり、最初から手を広げても、どこまで成果を期待できるか不安だったからである。ただし、当初に掲げた3つの最重要自己点検・評価領域は、あくまで初年度の経過的措置として設定したものであった。したがって、それら以外の領域を点検することを禁ずるものではなく、いずれは3年をかけて順次、全領域にまで対象を広げてゆくことが前提となっていた。そこで、9月末に拡大委員会を開催し、本年度の点検項目分担案および次年度以降の計画について各委員会等の了解を得た。

またこの間、委員会として、報告書作成に向けたフォーマット作りや、各部署からの報告原稿の取りまとめ、および編集計画の検討に入った。他方、これらの活動経過をその都度教授会に報告し、自己点検へ向けての全教職員の意識を高めつつ、協力体制の強化に努めた。

委員会は、平成21年12月28日を期限として、前記3領域の報告責任者からの報告原

稿を集め、平成 22 年 1 月から年度末の 3 月にかけて、報告書の作成作業に取り組んだ。

一つの反省点は、最重要自己点検評価領域をあらかじめ選定しておいたことは、一方において、初年度の慣れない作業に過重な負担をかけなくて済んだが、他方、報告書が薄っぺらで断片的な印象を与えるものになったことである。FD および図書館は、一般的に極めて重要な点検領域であり、これらを本年度の最重要点検領域として選んだことは間違いではなかったが、領域としての学生支援は、狭義には学生委員会や学生支援委員会の分掌領域であり、肝心の教育を脇に置いて、学生の身辺的な事項に点検作業を限定してしまいかねなかった。

そこで、本来なら、年度末に報告書を完成させるべきなのだが、この反省を活かし、両学科長や教務委員会、さらには研究委員会に声をかけ、1 年前倒しでそれぞれの領域の報告書を書いていただく段取りをつけた。またその間、点検作業に関して、分担可能な委員会の存在しない領域については、自己点検評価委員会が暫定的に作業を進め、逆に、複数の委員会に跨ると思われる点検領域については、協議の上、分担部署を割り振るなどの対応をした。

文言の修正や統一、事実関係の確認などの作業に思いのほか多くの時間を取られつつ、報告書は何度かの改訂作業を経て、ようやく平成 22 年 8 月、委員会としての決定稿が出来上がった。そこで 10 月に、再度、拡大委員会を開いて最終案の取りまとめ作業に入った。12 月には、若干の手直しを経て、報告書の最終原稿が完成したので、同月末に報告書(案)を教授会に諮ったところ、ほぼそのまま平成 21 年度版自己点検・評価報告書として本学のホームページに掲載されることが決定した。

## ② 定期的な自己点検・評価報告書の公表について

年度ごと点検・評価項目を定め、報告書にまとめ、すみやかに公表している。

**【評価項目 2】改革・改善のためのシステム構築への努力が見られること**  
(評価の観点)

### ① 自己点検・評価活動には出来るだけ多くの教職員が関与するよう配慮されているか

本学の自己点検評価委員会は、出来るだけ多くの教職員が関わることができるように、看護およびリハビリの両学科から、バランスよく委員が選出されている。また、実際の点検作業に当たっては、分掌事項が自己点検評価の項目に合致する委員会や事務局はすべて、自己点検評価担当部署として認定し、点検評価活動を分担してもらっている。

### ② 自己点検・評価の成果に対する活用について

自己点検評価の成果が活用されるには、まずその報告書の公表されることが不可欠である。本学はすでに平成 21 年度版の報告書の公表が決まり、22 年度版もまもなく公表される見通しが立っている。これらの報告書が出揃ってくれば、様々な改善プランが浮上し、それらは優先順位を決めて、年度ごとに逐次実行される可能性が極めて高い。そうなれば、本学は年々改善を積み重ね、高等教育機関にふさわしい中身がますます充実していくはずである。

## ○自己点検・評価項目の担当委員会について

自己点検・評価項目	担当委員会等	責任者
I 建学の精神・教育理念、教育目的、教育目標	・自己点検・評価委員会	西澤 康夫
II 教育の内容	・学務委員会 ・FD委員会 ・実習教育運営委員会	高木 繁子 吉田 岸子 今井 七重
III 教育の実施体制	・自己点検・評価委員会 ・図書委員会 ・事務局	西澤 康夫 林 由美子 辻田 政昭
IV 教育目標の達成度と教育の効果	・学務委員会 ・FD委員会 ・自己点検・評価委員会 ・看護学科学科長 ・リハビリテーション学科学科長 ・事務局	高木 繁子 吉田 岸子 西澤 康夫 徳川 早知子 今泉 寛 辻田 政昭
V 学生支援	・広報委員会 ・入試試験委員会 ・学務委員会 ・自己点検・評価委員会 ・看護学科学科長 ・リハビリテーション学科学科長	長谷部 武久 長谷部 武久 高木 繁子 西澤 康夫 徳川 早知子 今泉 寛
VI 研究	・研究委員会	堀 信宏
VII 管理運営	・事務局	辻田 政昭
VIII 財務	・事務局	辻田 政昭
IX 改革・改善	・自己点検・評価委員会	西澤 康夫

○自己点検・評価のスケジュール

	自己点検・評価委員会の作業	学内委員会作業
H22年 4月	自己点検・評価項目の選定とその方法について確認	
9月		各委員会合同委員会開催
10月	フォーマット・USBメモリー配布	点検作業（期限 12月末）
12月末	各委員会からの報告回収	報告を自己点検・評価委員会へ提出
H23年 1月	まとめ及び調整作業	
3月	原案完成、意見集約し再調整	
11月	最終まとめ	
12月末	教授会報告、公表	

## ○平成医療短期大学自己点検・評価委員会規程

### (趣旨)

第1条 平成医療短期大学学則第3条第3項及び第8条の規定に基づき、自己点検・評価活動等に関し必要な事項を審議実施するため、平成医療短期大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 自己点検・評価に関する事
- 2 外部評価に関する事
- 3 評価結果の公表に関する事
- 4 評価結果に基づく改善に関する事
- 5 評価の指針、システムの見直しに関する事
- 6 その他自己点検・評価に関し必要な事

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 1 委員長
  - 2 副委員長
  - 3 看護学科及びリハビリテーション学科理学療法専攻（以下「両学科」という。）から各々2名選出された委員4名
  - 4 その他教授会が必要と認める者
- 2 委員長及び副委員長は教授会において指名された者をもって充てる。
- 3 両学科選出委員は教授会において承認を得るものとする。

### (任期)

第4条 前条第1項から第3号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 5 委員長は、会議の経過及び結果を教授会に報告しなければならない。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、部会を設けることができる。

- 2 部会の組織及び運営に関することは、委員会が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。